

議 案 及 び 説 明 並 び に 参 考 資 料

令 和 4 年 9 月 定 例 会

池 田 市

目次

1	報告第 9 号	令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について	1
		参 考	3
2	議案第 5 4 号	地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備 に関する条例の制定について	5
		説 明	51
		参 考	61
3	議案第 5 5 号	池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条 例の一部改正について	146
		説 明	148
		参 考	149
4	議案第 5 6 号	職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	153
		説 明	158
		参 考	160
5	議案第 5 7 号	池田市市税条例等の一部改正について	168
		説 明	175
		参 考	178
6	議案第 5 8 号	池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部改正 について	194
		説 明	197
		参 考	198
7	議案第 5 9 号	企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	203
		説 明	205
		参 考	206
8	議案第 6 0 号	財産区管理委員の選任について	207

9	議案第61号	令和4年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	209
		説 明	211
		参 考	221
10	議案第62号	令和4年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）	225
		説 明	227
		参 考	235
11	議案第63号	令和4年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）	241
		説 明	243
		参 考	253
12	議案第64号	令和4年度池田市一般会計補正予算（第7号）	257
		説 明	261
		参 考	277
13	議案第65号	令和3年度池田市病院事業会計決算の認定について	288
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
14	議案第66号	令和3年度池田市水道事業会計決算の認定について	289
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
15	議案第67号	令和3年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について	290
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

16	議案第68号	令和3年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	291
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
17	議案第69号	令和3年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について	292
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
18	議案第70号	令和3年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	293
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
19	議案第71号	令和3年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について	294
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊
20	議案第72号	令和3年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について	295
		決 算 書	別冊
		説 明 書	別冊
		説明参考資料	別冊
		審査意見書	別冊

報告第 9 号

令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率
及び資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により、令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり報告する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

令和３年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率

○ 健全化判断比率

(単位：％)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和３年度	—	—	１．１	—
早期健全化基準	１２．１８	１７．１８	２５．０	３５０．０
財政再生基準	２０．００	３０．００	３５．０	

※ 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「－」を表示。

○ 資金不足比率（公営企業）

(単位：％)

	病院事業会計	水道事業会計	公共下水道事業会計
令和３年度	—	—	—
経営健全化基準	２０．０	２０．０	２０．０

※ 資金不足額がない場合は「－」を表示。

1. 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」について

- ・ 平成19年6月制定（「財政健全化法」）
- ・ 毎年度における健全化判断比率及び資金不足比率の公表
- ・ 比率に応じた地方公共団体の財政の早期健全化及び財政の再生並びに公営企業の経営の健全化の促進

2. 財政健全化法制定の背景

- ・ 分かりやすい財政情報の開示等
 フロー指標 … 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率
 ストック指標 … 将来負担比率（公社等を含めた実質的負債による指標）
- ・ 早期是正機能の制度化等による旧法（「財政再建法」）の改善

3. 早期健全化基準・財政再生基準（政令）

令和3年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
早期健全化基準	12.18%	17.18%	25.0%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.0%	

4. 早期健全化段階で行うこと（財政健全化法第4条第2項）

- ・ 自主的な改善努力による財政健全化
- ・ 財政健全化計画の策定及び議会の議決
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・ 毎年度における実施状況の議会への報告及び公表（達成が著しく困難と認められる場合は、総務大臣又は知事による必要な勧告）

5. 財政の再生段階で行うこと（財政健全化法第8条第3項）

- ・ 国等の関与による確実な再生
- ・ 財政再生計画の策定（議会の議決及び公表並びに総務大臣との協議及び総務大臣の同意）
- ・ 個別外部監査契約に基づく監査の実施
- ・ 毎年度における実施状況の議会への報告及び公表（運営が計画に適合しないと認められる場合は、総務大臣による予算の変更等必要な措置の勧告）
- ・ 起債の制限等

6. 健全化判断比率の算定

① 実質赤字比率

一般会計の実質赤字額の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

各会計の実質赤字（黒字）額又は資金不足（剰余）額の合計の標準財政規模に対する比率（財産区特別会計を除く。）

③ 実質公債費比率

一般会計が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

一般会計が将来負担すべき負債（将来負担額）の標準財政規模に対する比率

（将来負担額）

地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額

（将来負担額から控除するもの）

基金等の充当可能財源、特定歳入見込額（都市計画税）、地方債現在高に係る基準財政需要額算入見込額

7. 資金不足比率（公営企業）

- ・ 経営健全化基準（20％）以上となった場合は、「4. 早期健全化段階で行うこと」と同様の措置（「財政健全化」を「経営健全化」に読み替える。）

- ・ 比率の算定については、下記のとおり

（地方公営企業法適用事業） 事業の規模に占める資金の不足額の割合

病院事業 $(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{医業収益})$

水道事業 $(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{営業収益} - \text{受託工事収益})$

公共下水道事業 $(\text{流動負債} - \text{翌年度償還の企業債} - \text{流動資産}) \div (\text{営業収益})$

議案第 5 4 号

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための
関係条例の整備に関する条例の制定について

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備
に関する条例を次のように制定する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方公務員法等の一部改正に伴い、職員の定年を引き上げ、任用、勤務時間、給与、退職手当その他職員の定年の引上げに必要となる措置のための関係条例の規定の整備を行うため、本条例を制定するものである。

池田市条例第 号

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の
整備に関する条例（案）

（池田市職員定数条例の一部改正）

第1条 池田市職員定数条例（昭和36年池田市条例第17号）の一部を次の
ように改正する。

第2条第2号中「452人」を「489人」に改め、同条第3号中「95
人」を「101人」に改め、同条第4号中「542人」を「561人」に改
め、同条第6号中「4人」を「6人」に改め、同条第7号中「115人」を
「136人」に改め、同条第10号中「113人」を「121人」に改める。

（職員の分限に関する条例の一部改正）

第2条 職員の分限に関する条例（昭和27年池田市条例第1号）の一部を次
のように改正する。

第4条第1項中「辞令書並びに法第49条に規定する説明書を当該職員に交
付して行なう」を「当該職員に辞令書の交付及び法第49条第1項の規定によ
る説明書の交付（法第28条の2第1項に規定する降任の処分にあつては、辞
令書の交付）をして行なう」に改め、同条第2項中「を行なった」を「（法第2
8条の2第1項に規定する降任の処分を除く。）を行なった」に、「すみやかに
法第49条」を「速やかに前項」に、「写」を「写し」に改める。

（池田市職員の定年等に関する条例の一部改正）

第3条 池田市職員の定年等に関する条例（昭和59年池田市条例第4号）の
一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 定年制度（第2条―第5条）

第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）

第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）

第5章 雑則（第14条）

附則

第1章 総則

第1条中「）第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3」を「。以下「法」という。）第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第2章 定年制度

第3条中「60年」を「65年」に改め、同条ただし書を削る。

第4条第1項中「次の各号のいずれかに該当する」を「次に掲げる事由がある」に、「その職員に」を「同条の規定にかかわらず、当該職員に」に、「その職員を当該」を「当該職員を当該定年退職日において従事している」に、「引き続いて」を「引き続き」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。第10条及び第11条において同じ。）を延長した職員であつて、定年退職日において管理監督職（第6条各号に掲げる職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員に係る当該期限は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

第4条第1項第1号中「その」を「当該」に改め、「により」の次に「生ずる欠員を容易に補充することができず」を加え、「とき」を「こと」に改

め、同項第2号中「その職員」を「当該職員」に、「による」を「により生ずる」に、「できないとき」を「できず公務の運営に著しい支障が生ずること」に改め、同項第3号中「その」を「当該」に、「とき」を「こと」に改め、同条第2項中「前項の事由」を「前項各号に掲げる事由」に、「存する」を「ある」に改め、「ときは、」の次に「これらの期限の翌日から起算して」を加え、同項ただし書中「その」を「当該」に改め、「定年退職日」の次に「（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員に係る異動期間の末日）」を加え、同条第3項中「引き続いて」を「引き続き」に改め、同条第4項中「任命権者は」の次に「、第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第2項の規定により期限が延長された職員について」を加え、「第1項の事由が存しなくなった」を「第1項各号に掲げる事由がなくなった」に、「その期限を繰り上げて退職させることができる」を「当該期限を繰り上げるものとする」に改める。

本則に次の3章を加える。

第3章 管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第23条第1項の規定により管理職手当を支給される職
- (2) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）第20条第1項の規定により管理職手当を支給される職
- (3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）第4条の規定により管理職手当を支給される職（医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。）

(管理監督職勤務上限年齢)

第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。

(他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準)

第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

- (1) 当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等を行うこと。
- (2) 人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちできる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。
- (3) 当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等を行うこと。

(管理監督職への任用の制限の特例)

第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員に係る異動期間

（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

- （1）当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （2）当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。
- （3）当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

2 任命権者は、この条の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。

（異動期間の延長に係る職員の同意）

第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

(異動期間の延長事由が消滅した場合の措置)

第 1 1 条 任命権者は、第 9 条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第 1 項各号に掲げる事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第 4 章 定年前再任用短時間勤務制

(定年前再任用短時間勤務職員の任用)

第 1 2 条 任命権者は、年齢 6 0 年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢 6 0 年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の 1 週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢 6 0 年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第 1 3 条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 8 4 条第 1 項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢 6 0 年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第 5 章 雑則

第 1 4 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則第２項を次のように改める。

（定年に関する経過措置）

- ２ 令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間、医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員以外の職員に対する第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

附則に次の１項を加える。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

- ３ 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌

日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第4条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、同号に掲げる職員以外の職員にあっては、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第5条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成13年池田市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第6条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占め

る職員

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第7条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条第1項ただし書中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第9条第1項中「一の」を「1の」に改め、同項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第8条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項又は第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改め、「で法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条ただし書及び第9条第1項第1号中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第9条 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第10条中「及び第2号」を「から第3号まで」に改める。

第19条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第20条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正）

第10条 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

（池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第11条 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第8条の4中「平成3年法律第110号」の次に「。以下「育児休業法」という。」を加え、「第2条第2項」を「第2条第4項」に改める。

第13条第1項に次のただし書を加える。

ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後にある職員については、昇給しないものとする。

第13条第3項中「超える職員」の次に「（特定日以後にある職員を除く。）」を加える。

第13条の2を次のように改める。

(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)

第13条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第23条第1項中「の職」を削り、「者」を「もの」に改める。

第25条第1項中「場合は」を「場合には」に改め、同条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「場合は」を「場合には」に改め、同条第4項中「場合は」を「場合には」に改める。

第31条第2項中「第20条」を「第9条、第12条、第13条、第20条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第31条の2第2項中「及び第13条第3項」を「並びに第13条第1項ただし書及び第3項」に改める。

第33条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に、「100分の57.5」を「100分の57.5」に改める。

第34条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項中「その者に」を「当該職員が」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則に次の見出し及び８項を加える。

（特定日以後にある職員の給料の特例）

１９ 当分の間、職員の給料月額、特定日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第８条第２項の規定により当該職員の属する職務の級及び第９条から第１３条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額）とする。

２０ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

（１）臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員

（２）法第２８条の５第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（法第２８条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第２８条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員

（３）法第２８条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（法第２８条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

２１ 法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第２３項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、附則第１９項の規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に５０円未満の端数を生じたとき

はこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(附則第19項の規定の適用を受ける職員(附則第21項に規定する職員を除く。))に限る。)であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第33条第5項及び第6項(第34条第3項において準用する場合を含

む。)の規定の適用については、これらの規定中「額)」とあるのは、
「額)と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との
合計額」とする。

26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定
による給料月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から
前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則別表第7中

職員の区分	職務の級	3級の2
	号給	給料月額

を

	号給	給料月額
--	----	------

に、「再任用

職員以外の職員」を「3級の2職員」に改め、同表再任用職員の項を削る。

別表第1中「第8条」の次に「、第13条、第20条、第33条」を加え、
「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考を次の
ように改める。

備考

- 1 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第2中「第8条」の次に「、第13条、第20条、附則第18項」を加え、
「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表備考
を次のように改める。

備考

- 1 この表は、消防職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3 （第 8 条関係）

技能職給料表

職員の区分	職務の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600

定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400
	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400
	70	213,300	253,100	282,500	311,300	
	71	213,600	253,500	283,300	311,800	
	72	214,000	253,900	284,000	312,300	
	73	214,200	254,100	284,800	312,600	
	74	214,600	254,500	285,500	313,100	
	75	215,100	255,000	286,300	313,600	
	76	215,700	255,500	287,100	314,000	
	77	215,900	255,800	287,700	314,200	
	78	216,600	256,200	288,200	314,500	
	79	217,100	256,700	288,700	314,800	
	80	217,600	257,200	289,100	315,100	
	81	218,300	257,500	289,500	315,400	
	82	218,600	257,800	289,900	315,700	
	83	219,200	258,100	290,400	316,000	
	84	219,900	258,400	290,900	316,300	
	85	220,500	258,600	291,300	316,500	
	86	220,900	258,800	291,900	316,900	
	87	221,300	259,100	292,500	317,200	
	88	222,000	259,400	293,100	317,400	
	89	222,500	259,600	293,400	317,600	
	90	223,000	259,800	293,900	317,900	
	91	223,500	260,200	294,400	318,200	
	92	223,900	260,400	294,800	318,500	
	93	224,300	260,700	295,200	318,700	
	94	224,700	261,100	295,700	319,000	
	95	225,100	261,400	296,200	319,300	
	96	225,400	261,700	296,700	319,500	
	97	225,700	261,900	297,000	319,700	

	98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000	
	99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300	
	100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500	
	101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700	
	102	228, 100	263, 200	299, 200	321, 000	
	103	228, 700	263, 500	299, 500	321, 300	
	104	229, 300	263, 800	299, 800	321, 500	
	105	229, 700	264, 000	300, 100	321, 700	
	106	230, 200	264, 200	300, 500	322, 000	
	107	230, 500	264, 500	300, 900	322, 300	
	108	230, 900	264, 700	301, 300	322, 500	
	109	231, 100	265, 000	301, 600	322, 700	
	110	231, 500	265, 300	302, 000	323, 000	
	111	232, 000	265, 600	302, 400	323, 300	
	112	232, 400	265, 800	302, 700	323, 500	
	113	232, 600	266, 000	302, 900	323, 700	
	114	233, 100	266, 300	303, 200	324, 000	
	115	233, 600	266, 500	303, 500	324, 300	
	116	234, 100	266, 700	303, 700	324, 500	
	117	234, 400	267, 000	303, 900	324, 700	
	118	234, 800	267, 300	304, 200	325, 000	
	119	235, 200	267, 600	304, 500	325, 300	
	120	235, 600	267, 900	304, 700	325, 500	
	121	236, 000	268, 100	304, 900	325, 700	
	122		268, 300	305, 200	326, 000	
	123		268, 600	305, 500	326, 300	
	124		268, 900	305, 700	326, 500	
	125		269, 100	305, 900	326, 700	
	126		269, 300	306, 200	327, 000	
	127		269, 600	306, 500	327, 300	
	128		269, 900	306, 700	327, 500	
	129		270, 100	306, 900	327, 700	
	130		270, 300	307, 200	328, 000	
	131		270, 600	307, 500	328, 300	
	132		270, 900	307, 700		
	133		271, 100	307, 900		
	134		271, 300			
	135		271, 600			
	136		271, 900			
	137		272, 100			
定年前再任用短 時間勤務職員		193, 600	204, 700	223, 200	244, 000	274, 700

備考

- 1 この表は、技能職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第5(1)の表4級の項中「副主幹」の次に「、統括主任主事、統括主

任技師」を加える。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正）

第12条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「その者」を「当該職員」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後にある職員については、昇給しないものとする。

第11条第3項中「超える職員」の次に「（特定日以後にある職員を除く。）」を加える。

第12条を次のように改める。

（定年前再任用短時間勤務職員の給料の月額）

第12条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料の月額は、給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第20条第1項中「職員」の次に「のうち必要なもの」を加える。

第21条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同条第3項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「100分の100」を「100分の100」に、「100分の57.5」を「100分の57.5」に改める。

第24条第1項中「この条」を「この項」に改め、同条第2項中「その者」を「当該職員」に改め、同項各号中「再任用職員」を「定年前再任用短

時間勤務職員」に改める。

第25条第2項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第27条第1項中「のうちその属する職務の級が1級から3級までであるもの」を「（管理職手当を支給される職員を除く。）」に、「その者」を「当該職員」に改める。

第36条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第15条」を「第8条、第11条、第15条」に、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第7項の前の見出し中「この条例における」を「継続職員等の」に改める。

附則第8項中「月額が」を「月額（附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料の月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額）が」に、「月額に達しない」を「月額（附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しない」に改める。

附則に次の見出し及び8項を加える。

（特定日以後にある職員の給料の特例）

- 19 当分の間、職員の給料の月額は、特定日以後、給料表の給料の月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第8条から第11条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

- (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員
- (2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員
- (3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き職員であるもののうち、附則第19項の規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料の月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料の月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額を超える場合における前項の規定の適用

については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額と当該職員の受ける給料の月額」とする。

23 異動日の前日から引き続き職員である者（附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第21項に規定する職員を除く。）に限る。）であつて、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料の月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

24 附則第21項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第19項の規定の適用を受ける職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料の月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

25 附則第21項又は前2項の規定による給料を支給される職員に対する第21条第4項（第24条第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、当該規定中「同じ。）」とあるのは「同じ。）と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額（以下この項において「特例給料月額」という。））」と、「給料の月額及び」とあるのは「特例給料月額及び」とする。

26 附則第19項から前項までに定めるもののほか、附則第19項の規定による給料の月額、附則第21項の規定による給料その他附則第19項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

別表第1中「第12条」の次に「、附則第19項」を加え、「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表に備考として次のように加える。

備考 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。

別表第2の4級の項中「主幹教諭」の次に「、統括主任教諭」を加える。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第13条 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者」を削り、同条第2項ただし書中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項」に改め、「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」の次に「（平成14年法律第48号）」を加える。

第4条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第5条の3中「除く」の次に「。附則第10項から第14項までにおいて同じ」を加え、「者で」を「もので」に、「10年」を「15年」に改める。

第8条の4第1項中「除く。以下」を「除く。第9条第4項において」に改め、「額（以下」の次に「この項及び第5項において」を加える。

第8条の5第2項中「扶養手当」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加える。

第18条第1項第2号及び第3号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第19条第1項中「にあつては」を「には」に改め、同項第2号及び第3

号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第21条第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付し、同項中「（以下「新条例」という。）」及び「（以下「適用日」という。）」を削る。

附則第2項及び第3項を削る。

附則第4項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

附則第7項の前の見出し並びに同項及び附則第8項を削る。

附則第9項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削る。

附則第21項中「）附則（以下「昭和49年改正附則」という。）第3項」を「。以下「昭和49年3月改正条例」という。）附則第3項」に改め、「まで」の次に「及び附則第6項から第14項まで」を加え、「附則第21項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（退職手当の基本額に係る特例）」を付する。

附則第22項中「昭和49年改正附則第4項」を「昭和49年3月改正条例附則第4項」に改め、「第5条の2」の次に「及び附則第9項」を加え、同項を附則第3項とする。

附則第23項中「昭和49年改正附則第5項」を「昭和49年3月改正条例附則第5項」に改め、「第5条」の次に「又は附則第7項」を加え、「附則第21項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第4項とする。

附則第24項に見出しとして「（給料月額の変額改定があった場合の給料月額の取扱いの特例）」を付し、同項中「職員の給与に関する条例」を「池田市一般職の職員の給与に関する条例」に改め、同項を附則第5項とし、同項の次に次の見出し及び3項を加える。

(60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

- 6 当分の間、第4条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第6項」とする。
- 7 当分の間、第5条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第3条の規定の適用については、同条第1項中「又は第5条」とあるのは、「、第5条又は附則第7項」とする。
- 8 前2項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。

附則第8項の次に次の1項を加える。

(定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例)

- 9 池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

附則第9項の次に次の見出し及び5項を加える。

(整理退職等の場合における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料月額の割増等の特例)

- 10 当分の間、第5条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもの及び勤務公署の移転により退職したものに対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用につい

ては、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）」とする。

1 1 当分の間、第5条第1項に規定する者（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもの及び勤務公署の移転により退職したものに限る。）に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「から6月前まで」とあるのは、「前まで」とする。

1 2 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「定年から15年」とあるのは、「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）から10年」とする。

1 3 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割

合」とする。

14 当分の間、第5条第1項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則第25項に見出しとして「（委任）」を付し、同項中「附則第18項」を「附則第2項」に改め、同項を附則第15項とする。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正）

第14条 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条中「職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下同じ。）」を「常時勤務に服することを要する職員」に改める。

第7条第1項中「第28条の2第1項」を「（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項」に、「第28条の3第1項」を「第28条の7第1項」に改める。

第8条第1項中「第28条の2第1項」を「第28条の6第1項」に改める。

第10条中「除く」の次に「。附則第13項から第16項までにおいて同じ」を加え、「10年」を「15年」に改める。

第13条第1項中「除く。以下」を「除く。第15条第3項において」に

改め、「（以下」の次に「この項及び第４項並びに附則第６項において」を加える。

第１４条第２項中「扶養手当」の次に「並びにこれらに対する地域手当」を加える。

第２１条第１項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２２条第１項中「にあつては」を「には」に改め、同項第２号及び第３号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第２４条第１項中「。以下この条」を「。以下この項から第６項まで」に、「にあつては」を「には」に改め、同条第２項から第４項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第５項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第２項の前の見出しを「（退職手当の基本額に係る特例）」に改め、同項中「まで」の次に「及び附則第１０項から第１６項まで」を加える。

附則第３項中「第９条」の次に「及び附則第１２項」を加える。

附則第４項中「第８条」の次に「又は附則第１１項」を加える。

附則第５項の前に見出しとして「（旧条例適用期間に係る特例）」を付する。

附則に次の見出し及び２項を加える。

（６０歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

- １０ 当分の間、第７条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤務した者であつて、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。
- この場合において、第６条の規定の適用については、同条第１項中「又は第８条」とあるのは、「、第８条又は附則第１０項」とする。

- 1 1 当分の間、第8条第1項の規定は、25年以上の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第2項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第6条の規定の適用については、同条第1項中「又は第8条」とあるのは、「、第8条又は附則第11項」とする。

附則に次の1項を加える。

（定年の引上げによる給料の月額の改定を給料の月額の減額改定としない特例）

- 1 2 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第19項の規定による職員の給料の月額改定は、第9条に規定する給料の月額の減額改定に該当しないものとする。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（整理退職等における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料の月額の割増等の特例）

- 1 3 当分の間、第8条第1項に規定する者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものに対する第10条及び第12条の規定の適用については、第10条中「定年に達する日から6月前」とあるのは「60歳に達する日前」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。

- 1 4 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する第10条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳」とする。

15 当分の間、第8条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）が60歳に達する日前に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

16 当分の間、第10条に規定する者が60歳に達した日以後に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。

附則に次の1項を加える。

（60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例等に関する委任）

17 附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

（企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第15条 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第19条の見出し中「再任用職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の5第1項」に改める。

(職員の再任用に関する条例の廃止)

第16条 職員の再任用に関する条例（平成13年池田市条例第2号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第27項の規定は、公布の日から施行する。

(池田市職員の定年等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に第3条の規定による改正前の池田市職員の定年等に関する条例（以下「旧定年条例」という。）第4条第1項又は第2項の規定により勤務することとされ、かつ、旧定年条例勤務延長期限（同条第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限をいう。以下この項において同じ。）が施行日以後に到来する職員（以下この項において「旧定年条例勤務延長職員」という。）について、旧定年条例勤務延長期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、第3条の規定による改正後の池田市職員の定年等に関する条例（以下「新定年条例」という。）第4条第1項各号に掲げる事由があると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該旧定年条例勤務延長職員に係る旧定年条例第2条に規定する定年退職日の翌日から起算

して3年を超えることができない。

- 3 任命権者は、基準日（施行日、令和7年4月1日、令和9年4月1日、令和11年4月1日及び令和13年4月1日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の3月31日までの間、基準日における新定年条例定年（新定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。）が基準日の前日における新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年（旧定年条例第3条に規定する定年をいう。以下同じ。））を超える職及びこれに相当する基準日以後に設置された職に、基準日から基準日の翌年の3月31日までの間に新定年条例第4条第1項若しくは第2項、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年改正法」という。）附則第3条第5項又は前項の規定により勤務している職員のうち、基準日の前日において同日における当該職に係る新定年条例定年（基準日が施行日である場合には、施行日の前日における旧定年条例定年）に達しているものを、昇任し、降任し、又は転任することができない。

- 4 新定年条例第4条第3項から第5項までの規定は、附則第2項の規定による勤務について準用する。

（定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置）

- 5 任命権者は、次に掲げる者のうち、年齢65年に達する日以後における最初の3月31日（以下この項から附則第17項までにおいて「特定年齢到達年度の末日」という。）までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年（施行日以後に新たに設置された職及び施行日以後に組織変更等により名称が変更された職にあつては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢。附則第10項において同じ。）に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、

1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日前に旧定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 旧定年条例第4条第1項若しくは第2項、令和3年改正法附則第3条第5項又は附則第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前2号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの
- (4) 25年以上勤続して施行日前に退職した者（前3号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間に、旧地方公務員法再任用（令和3年改正法による改正前の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。）又は暫定再任用（この項、次項、附則第10項、第11項、第13項、第14項、第16項又は第17項の規定により採用することをいう。次項第6号において同じ。）をされたことがあるもの

6 令和14年3月31日までの間、任命権者は、次に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

- (1) 施行日以後に新定年条例第2条の規定により退職した者
- (2) 施行日以後に新定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務した後退職した者
- (3) 施行日以後に新定年条例第12条の規定により採用された者のうち、令和3年改正法による改正後の地方公務員法（以下「新地方公務員法」とい

う。) 第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(4) 施行日以後に新定年条例第 13 条第 1 項の規定により採用された者のうち、新地方公務員法第 22 条の 5 第 3 項において準用する新地方公務員法第 22 条の 4 第 3 項に規定する任期が満了したことにより退職したもの

(5) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間にあるもの

(6) 25 年以上勤続して施行日以後に退職した者（前各号に掲げる者を除く。）であって、当該退職の日の翌日から起算して 5 年を経過する日までの間に、暫定再任用をされたことがあるもの

7 前 2 項の任期又はこの項の規定により更新された任期は、1 年を超えない範囲内で更新することができる。ただし、その更新する任期の末日は、前 2 項の規定により採用する者又はこの項の規定により任期を更新する者の特定年齢到達年度の末日以前でなければならない。

8 暫定再任用職員（附則第 5 項、第 6 項、第 10 項、第 11 項、第 13 項、第 14 項、第 16 項又は第 17 項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。）の前項の規定による任期の更新は、当該暫定再任用職員の当該更新直前の任期における勤務実績が、当該暫定再任用職員の能力評価及び業績評価の全体評語その他勤務状況を示す事実に基づき良好である場合にある場合に行うことができる。

9 任命権者は、暫定再任用職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該暫定再任用職員の同意を得なければならない。

（組合の定年退職者等の常時勤務を要する職への再任用に関する経過措置）

10 任命権者は、附則第 5 項の規定によるほか、組合（新定年条例第 13 条第 1 項に規定する組合をいう。以下同じ。）における附則第 5 項各号に掲げ

る者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る旧定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 1 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項の規定によるほか、組合における同項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする常時勤務を要する職に係る新定年条例定年に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該常時勤務を要する職に採用することができる。

1 2 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
(定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置)

1 3 任命権者は、附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職(新定年条例第12条に規定する短時間勤務の職をいう。以下同じ。)に係る旧定年条例定年相当年齢(短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における旧定年条例定年(施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職及び施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職にあっては、当該職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢)をいう。附則第16項において同じ。)に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

- 1 4 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における新定年条例定年をいう。附則第17項及び第26項において同じ。）に達しているもの（新定年条例第12条の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 5 前2項の場合においては、附則第7項から第9項までの規定を準用する。
（組合の定年退職者等の短時間勤務の職への再任用に関する経過措置）
- 1 6 任命権者は、附則第13項の規定によるほか、組合における附則第5項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る旧定年条例定年相当年齢に達しているものを、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。
- 1 7 令和14年3月31日までの間、任命権者は、附則第14項の規定によるほか、組合における附則第6項各号に掲げる者のうち、特定年齢到達年度の末日までの間にあるものであって、当該者を採用しようとする短時間勤務の職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているもの（新定年条例第13条第1項の規定により当該短時間勤務の職に採用することができる者を除く。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、1年を超えない範囲内で任期を定め、当該短時間勤務の職に採用することができる。

1 8 前 2 項の場合においては、附則第 7 項から第 9 項までの規定を準用する。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職及び年齢)

1 9 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された職

2 0 令和 3 年改正法附則第 8 条第 3 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合における旧定年条例定年に準じた当該職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職及び年齢)

2 1 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める職は、次に掲げる職とする。

(1) 施行日以後に新たに設置された短時間勤務の職

(2) 施行日以後に組織の変更等により名称が変更された短時間勤務の職

2 2 令和 3 年改正法附則第 4 条から第 7 条までの規定が適用される場合における令和 3 年改正法附則第 8 条第 4 項の規定により読み替えて適用する新地方公務員法第 2 2 条の 4 第 4 項の条例で定める年齢は、前項に規定する職が施行日の前日に設置されていたものとした場合において、当該職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が同項に規定する職と同種の職を占めているものとしたときにおける旧定年条例定年に準じた同項に規定する職に係る年齢とする。

(令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職並びに条例で定める者及び職員)

2 3 令和 3 年改正法附則第 8 条第 5 項の条例で定める職は、次に掲げる職の

うち、当該職が基準日（附則第５項から第１８項までの規定が適用される間における各年の４月１日（施行日を除く。）をいう。以下この項から附則第２５項までにおいて同じ。）の前日に設置されていたものとした場合において、基準日における新定年条例定年が基準日の前日における新定年条例定年を超えるものとする。

(1) 基準日以後に新たに設置された職（短時間勤務の職を含む。）

(2) 基準日以後に組織の変更等により名称が変更された職（短時間勤務の職を含む。）

２４ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める者は、前項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している者とする。

２５ 令和３年改正法附則第８条第５項の条例で定める職員は、附則第２３項に規定する職が基準日の前日に設置されていたものとした場合において、同日における当該職に係る新定年条例定年に達している職員とする。

（定年前再任用短時間勤務職員に関する経過措置）

２６ 任命権者は、基準日（令和７年４月１日、令和９年４月１日、令和１１年４月１日及び令和１３年４月１日をいう。以下この項において同じ。）から基準日の翌年の３月３１日までの間、基準日における新定年条例定年相当年齢が基準日の前日における新定年条例定年相当年齢を超える短時間勤務の職及びこれに相当する基準日以後に設置された短時間勤務の職（以下この項において「新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職」という。）に、基準日の前日までに新定年条例第１２条に規定する年齢６０年以上退職者となった者（基準日前から新定年条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務した後基準日以後に退職した者を含む。）のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているものを、新定年条例第１２条又は第１３条

第1項の規定により採用することができず、新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に、新定年条例第12条又は同項の規定により採用された職員のうち基準日の前日において同日における当該新定年条例原則定年相当年齢引上げ短時間勤務職に係る新定年条例定年相当年齢に達しているものを、昇任し、降任し、又は転任することができない。

(令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢)

27 令和3年改正法附則第2条第3項に規定する条例で定める年齢は、年齢60年とする。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

28 附則第5項、第6項、第10項若しくは第11項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常勤職員」という。)又は附則第13項、第14項、第16項若しくは第17項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、第5条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

29 暫定再任用短時間勤務職員のうち第7条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受けるものは、同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

30 暫定再任用短時間勤務職員のうち、第8条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例の適用を受けるものは、同条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 1 暫定再任用短時間勤務職員は、第 9 条の規定による改正後の職員の育児休業等に関する条例第 1 9 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員等とみなして、同条例の規定を適用する。

(池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 2 暫定再任用短時間勤務職員は、第 1 0 条の規定による改正後の池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第 3 条に規定する地方公務員法第 2 2 条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 3 第 1 1 条の規定による改正後の池田市一般職の職員の給与に関する条例(以下「改正後の一般職給与条例」という。)附則第 1 9 項から第 2 6 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

- 3 4 暫定再任用常勤職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるもの(附則第 3 9 項の規定が適用されるものを除く。)の給料月額は、当該暫定再任用常勤職員が改正後の一般職給与条例第 1 3 条の 2 に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下この項から附則第 3 7 項まで及び附則第 4 0 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される改正後の一般職給与条例第 8 条第 1 項各号に掲げる給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第 2 項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とする。

- 3 5 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるもの(附則第 3 9 項の規定が適用されるものを除く。)の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとし

た場合に適用される改正後の一般職給与条例第8条第1項各号に掲げる給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第29項の規定による職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

36 暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、改正後の一般職給与条例第31条第2項、第33条第3項及び第34条第2項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

37 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、改正後の一般職給与条例第25条第2項の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

38 附則第33項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものの給与に関し必要な事項は、規則で定める。

39 施行日の前日において、第11条の規定による改正前の池田市一般職の職員の給与に関する条例別表第3再任用職員の部アの項に定める給料月額が適用されていた者であって、施行日において引き続き同一の職として任期の更新が行われたものについては、次の給料表を適用する。この場合において、当該者のうち、暫定再任用常勤職員の給料月額にあつては改正後の一般職給与条例第8条第2項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とし、暫定再任用短時間勤務職員の給料月額にあつては同項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第29項の規定による職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

職務の級	基準給料月額
1 級	1 8 7, 7 0 0 円
2 級	2 1 5, 2 0 0 円
3 級	2 4 4, 9 0 0 円
4 級	2 8 9, 7 0 0 円
5 級	3 1 5, 1 0 0 円

4 0 暫定再任用職員のうち改正後の一般職給与条例の適用を受けるものは、池田市職員旅費条例（昭和 2 3 年池田市条例第 5 0 号）別表の適用については、附則第 3 4 項又は第 3 5 項の規定により定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の適用者（前項の適用を受ける暫定再任用職員にあっては、同条例別表に規定する技能職給料表の適用者）とみなす。

（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 1 第 1 2 条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の幼稚園型認定こども園給与条例」という。）附則第 1 9 項から第 2 6 項までの規定は、令和 3 年改正法附則第 3 条第 5 項又は第 6 項の規定により勤務している職員には適用しない。

4 2 暫定再任用常勤職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給料の月額、当該暫定再任用常勤職員が改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第 1 2 条に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下この項から附則第 4 4 項まで及び附則第 4 6 項において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）であるものとした場合における改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第 6 条第 1 項に規定する給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第 2 項の規定により当該暫定再任用常勤職員の属する職務の級に応じた額とする。

4 3 暫定再任用短時間勤務職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給料の月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合における改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第6条第1項に規定する給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、附則第30項の規定による池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

4 4 暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものは、改正後の幼稚園型認定こども園給与条例第21条第3項、第24条第2項、第25条第2項及び第36条の規定の適用については、定年前再任用短時間勤務職員とみなす。

4 5 附則第41項から前項までに定めるもののほか、暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものの給与に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

4 6 暫定再任用職員のうち改正後の幼稚園型認定こども園給与条例の適用を受けるものは、池田市職員旅費条例別表の適用については、附則第42項又は第43項の規定により定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される給料表の適用者とみなす。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

4 7 当分の間、第13条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例第2条の規定の適用については、同条第1項中「を除く」とあるのは「及び暫定再任用常勤職員（地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和4年池田市条例第 号）附則第

5 項、第 6 項、第 10 項又は第 11 項の規定により採用された職員をいう。
次項において同じ。)を除く」と、同条第 2 項ただし書中「採用された者並びに」とあるのは「採用された者並びに暫定再任用常勤職員並びに」とする。

(池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

48 当分の間、第 14 条の規定による改正後の池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例第 1 条の規定の適用については、同条中「職員を」とあるのは、「職員（地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（令和 4 年池田市条例第号）附則第 5 項、第 6 項、第 10 項又は第 11 項の規定により採用された職員を除く。）を」とする。

(企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

49 暫定再任用職員のうち第 15 条の規定による改正後の企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の適用を受けるものについては、同条例第 5 条、第 6 条、第 6 条の 3 及び第 15 条の規定は適用しない。

(池田市職員の厚生制度に関する条例の一部改正)

50 池田市職員の厚生制度に関する条例（昭和 28 年池田市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例の一部改正)

51 池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例（平成 31 年池田市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項中「平成 37 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 3 月 31 日」に、「給料月額が」を「給料月額（池田市一般職の職員の給与に関する条例附則

第 19 項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料月額と同条例附則第 21 項、第 23 項又は第 24 項の規定による給料の額との合計額。以下この項及び次項において「期間中給料月額」という。) が」に、「給料月額に達しない」を「給料月額（同条例附則第 19 項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料月額に 100 分の 70 を乗じて得た額（当該額に 50 円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50 円以上 100 円未満の端数を生じたときはこれを 100 円に切り上げた額）。次項において「切替日前給料月額」という。) に達しない」に、「当該期間における給料月額に」を「期間中給料月額に」に改める。

附則第 6 項中「平成 37 年 4 月 1 日から平成 50 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 20 年 3 月 31 日」に、「当該期間における給料月額」を「期間中給料月額」に、「切替日の前日において受けていた給料月額」を「切替日前給料月額」に改める。

附則別表第 2 中「平成 37 年 4 月 1 日から平成 38 年 3 月 31 日」を「令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日」に、「平成 38 年 4 月 1 日から平成 39 年 3 月 31 日」を「令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日」に、「平成 39 年 4 月 1 日から平成 40 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日」に、「平成 40 年 4 月 1 日から平成 41 年 3 月 31 日」を「令和 10 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日」に、「平成 41 年 4 月 1 日から平成 42 年 3 月 31 日」を「令和 11 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日」に、「平成 42 年 4 月 1 日から平成 43 年 3 月 31 日」を「令和 12 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日」に、「平成 43 年 4 月 1 日から平成 44 年 3 月 31 日」を「令和 13 年 4 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日」に、「平成 44 年 4 月 1 日から平成 45 年 3 月 31 日」を「令和 14 年 4 月 1 日から令和 15 年 3 月 31 日」に、「平成 45 年 4 月 1 日から平成 46 年 3 月 31 日」を「令和 15 年 4 月 1 日から令和 16 年 3 月 31 日」

に、「平成４６年４月１日から平成４７年３月３１日」を「令和１６年４月１日から令和１７年３月３１日」に、「平成４７年４月１日から平成４８年３月３１日」を「令和１７年４月１日から令和１８年３月３１日」に、「平成４８年４月１日から平成４９年３月３１日」を「令和１８年４月１日から令和１９年３月３１日」に、「平成４９年４月１日から平成５０年３月３１日」を「令和１９年４月１日から令和２０年３月３１日」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- ５２ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和４９年池田市条例第５号）の一部を次のように改正する。

附則第３項中「第９条の２第１項に規定する公庫等職員」を「第９条の２第５項第２号に規定する地方公社等職員のうち同号に規定する公庫等に使用されるもの」に改め、「第５条まで」の次に「又は附則第６項若しくは第７項」を、「第５条の３まで」の次に「及び附則第６項から第１４項まで」を加える。

附則第４項中「第５条の２」の次に「及び附則第９項」を加える。

附則第５項中「第５条」の次に「又は附則第７項」を加える。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- ５３ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成１５年池田市条例第２４号）の一部を次のように改正する。

附則第４項中「附則第２１項」を「附則第２項」に改める。

（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

- ５４ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成１９年池田市条例第６号）の一部を次のように改正する。

附則第２条第１項中「附則第２１項から第２３項」を「附則第２項から第４項」に改める。

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための
関係条例の整備に関する条例の制定について

1 池田市職員定数条例（昭和 3 6 年池田市条例第 1 7 号）の一部改正〔第 1 条関係〕

職員の定数をそれぞれ次のように改正するものであること。

区 分	現行の定数	改正後の定数	増 減
市長の事務部局の職員	人 4 5 2	人 4 8 9	人 3 7 （増員）
上下水道企業の事務部局 の職員	9 5	1 0 1	6 （増員）
市立池田病院事業の事務 部局の職員	5 4 2	5 6 1	1 9 （増員）
監査委員の事務部局の職 員	4	6	2 （増員）
教育委員会の事務部局の 職員	1 1 5	1 3 6	2 1 （増員）
その他の事務部局の職員	1 9	1 9	—
消防職員	1 1 3	1 2 1	8 （増員）
計	1, 3 4 0	1, 4 3 3	9 3 （増員）

（第 1 条中第 2 条の改正関係）

2 職員の分限に関する条例（昭和 2 7 年池田市条例第 1 号）の一部改正〔第 2 条関係〕

管理監督職勤務上限年齢（管理監督職（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる職として定める管理又は監督の地位にある職員の職をいう。以下同じ。）を占めている職員として勤務することができる上限の年齢をいう。以

下同じ。)に達したことによる降任の処分を行うときは、その処分の事由を記載した説明書を交付しないとするものであること。

(第2条中第4条の改正関係)

3 池田市職員の定年等に関する条例(昭和59年池田市条例第4号)の一部改正〔第3条関係〕

(1) 目次及び第1章の章名を付するものであること。

(第3条中題名の次に目次及び章名を付する改正関係)

(2) 再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員(定年によらず年齢60年に達した日以後に退職した者で、従前の勤務実績等に基づく選考により短時間勤務の職に採用する職員をいう。以下同じ。)が創設されたことに伴う所要の規定の整備等を行うものであること。また、第2章の章名を付するものであること。

(第3条中第1条を改め、同条の次に章名を付する改正関係)

(3) 医療業務に従事する医師及び歯科医師と同様に、全職員の定年を年齢65年とするものであること。

(第3条中第3条の改正関係)

(4) 定年による退職の特例により定年による退職日(以下「定年退職日」という。)後も引き続き勤務させることができる期限について、定年退職日において管理監督職を占めている職員であって、管理監督職への任用の制限の特例により異動期間(管理監督職勤務上限年齢に達した日後においても当該管理監督職を占めたまま勤務させることができる期間をいう。以下同じ。)を延長したものにあつては、当初の異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができないとするものであること。また、文言の整備を行うものであること。

(第3条中第4条の改正関係)

(5) 管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制並びに雑則に

ついて、次の事項を定めるものであること。

ア 管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職

イ 管理監督職勤務上限年齢

ウ 管理監督職勤務上限年齢に達する職員の他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準

エ 管理監督職への任用の制限の特例

オ 異動期間の延長に係る職員の同意

カ 異動期間の延長事由が消滅した場合の措置

キ 定年前再任用短時間勤務職員の任用

ク 規則への委任

(第3条中本則に3章を加える改正関係)

(6) 定年の引上げを段階的に行うための経過措置を定めるとともに、規定の整備を行うものであること。

(第3条中附則第2項の改正関係)

(7) 年齢60年に達する日以後における任用等についての情報の提供及び勤務の意思の確認について定めるものであること。

(第3条中附則に1項を加える改正関係)

4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和27年池田市条例第2号)の一部改正〔第4条関係〕

減給の額は、その発令の日に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1以下とする従来からの上限に加え、現に受ける給料及び地域手当の合計額の10分の1を上限とするものであること。

(第4条中第4条の改正関係)

5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年池田市条例第21号)の一部改正〔第5条関係〕

管理監督職への任用の制限の特例により異動期間を延長された管理監督職

を占める職員は、公益的法人等に派遣することができない職員とするものであること。また、再任用職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が創設されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(第5条中第2条の改正関係)

- 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成4年池田市条例第19号）の一部改正〔第6条関係〕

管理監督職への任用の制限の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、外国の地方公共団体の機関等に派遣することができない職員とするものであること。

(第6条中第2条の改正関係)

- 7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和27年池田市条例第3号）の一部改正〔第7条関係〕

廃止される再任用短時間勤務職員と同様に、定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間、週休日及び年次休暇について定めるものであること。

(第7条中第2条、第3条、第9条及び第15条の改正関係)

- 8 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例（令和2年池田市条例第29号）の一部改正〔第8条関係〕

廃止される再任用短時間勤務職員と同様に、池田市立幼稚園型認定こども園に勤務する教育職員（以下「教育職員」という。）のうち定年前再任用短時間勤務職員であるものの勤務時間、週休日及び年次休暇について定めるものであること。

(第8条中第2条、第3条及び第9条の改正関係)

- 9 職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部改正〔第9条関係〕

(1) 管理監督職への任用の制限の特例により異動期間を延長された管理監督職を占める職員は、育児休業及び育児短時間勤務をすることができない職

員とするものであること。

(第9条中第2条及び第10条の改正関係)

- (2) 再任用短時間勤務職員が廃止され、定年前再任用短時間勤務職員が創設されたことに伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(第9条中第19条及び第20条の改正関係)

- 10 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年池田市条例第2号）の一部改正〔第10条関係〕

引用条項を改めるものであること。

(第10条中第3条の改正関係)

- 11 池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の一部改正〔第11条関係〕

- (1) 文言の整備を行うものであること。

(第11条中第8条の4及び第23条の改正関係)

- (2) 60歳に達した日後における最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後にある職員は、昇給しないとするものであること。

(第11条中第13条の改正関係)

- (3) 廃止される再任用短時間勤務職員と同様に、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当について定めるものであること。

(第11条中第13条の2、第25条、第33条及び第34条、

附則別表第7並びに別表第1から別表第3までの改正関係)

- (4) 初任給、異動、昇給、扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に係る規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しないとするものであること。

(第11条中第31条の改正関係)

- (5) (2)は、任期付常勤職員には適用しないとするものであること。

(第11条中第31条の2の改正関係)

(6) 当分の間、特定日以後にある職員の給料月額について、当該職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする措置を適用するとするものであること。また、当該措置を適用しない職員を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢制による降任等に係る当該措置の適用による給料月額について、原則としてその降任等をされる前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする等の規定を設けるものであること。

(第11条中附則に8項を加える改正関係)

(7) 行政職給料表等級別基準職務表に、職務の級が4級に相当する職務として、新たに創設する統括主任主事及び統括主任技師を加えるものであること。

(第11条中別表第5の改正関係)

12 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例（令和2年池田市条例第30号）の一部改正〔第12条関係〕

(1) 特定日以後にある教育職員は、昇給しないとするものであること。

(第12条中第11条の改正関係)

(2) 廃止される再任用短時間勤務職員と同様に、教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員であるものの給料月額、期末手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当について定めるものであること。

(第12条中第12条、第21条、第24条及び第25条
並びに別表第1の改正関係)

(3) 新たに創設する統括主任教諭を管理職手当の支給対象外とするための規定の整備を行うものであること。

(第12条中第20条の改正関係)

(4) 新たに創設する統括主任教諭を教職調整額の支給対象とするための規定の整備を行うものであること。

(第12条中第27条の改正関係)

- (5) 初任給、昇給、扶養手当及び住居手当に係る規定は、教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員であるものには適用しないとするものであること。

(第12条中第36条の改正関係)

- (6) 当分の間、特定日以後にある教育職員の給料月額について、当該教育職員に適用される給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする措置を適用するとするものであること。また、当該措置を適用しない教育職員を定めるとともに、管理監督職勤務上限年齢制による降任等に係る当該措置の適用による給料月額について、原則としてその降任等をされる前の給料月額に100分の70を乗じて得た額に相当する額とする等の規定を設けるものであること。

(第12条中附則に8項を加える改正関係)

- (7) 教育職等級別基準職務表に、職務の級が4級に相当する職務として、新たに創設する統括主任教諭を加えるものであること。

(第12条中別表第2の改正関係)

13 職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）の一部改正〔第13条関係〕

- (1) 廃止される再任用職員と同様に、定年前再任用短時間勤務職員については、退職手当を支給しないとするものであること。

(第13条中第2条の改正関係)

- (2) 引用条項を改めるものであること。

(第13条中第4条の改正関係)

- (3) 定年前早期退職者に対する退職手当の基本額の特例が適用される要件のうち年齢に関する要件を定年から15年を減じた年齢以上であることとするものであること。

(第 13 条中第 5 条の 3 の改正関係)

(4) 文言の整備を行うものであること。

(第 13 条中第 8 条の 4、第 18 条、第 19 条及び第 21 条の改正関係
並びに附則第 24 項を改め、附則第 5 項とする改正関係)

(5) (6)に伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(第 13 条中第 8 条の 5 の改正関係)

(6) (8)による規定の追加に併せて、不要となった規定を削る等の整備を行うものであること。

(第 13 条中附則第 1 項の改正関係及び附則第 2 項から
第 20 項までを削る改正関係)

(7) (8)に伴う所要の規定の整備等を行うものであること。

(第 13 条中附則第 21 項を改め、附則第 2 項とする改正関係、
附則第 22 項を改め、附則第 3 項とする改正関係及び
附則第 23 項を改め、附則第 4 項とする改正関係)

(8) 退職手当の基本額に係る特例について、次の事項を定めるものであること。

ア 60 歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

イ 定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例

ウ 整理退職等の場合における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料月額の割増等の特例

(第 13 条中附則第 5 項の次に 9 項を加える改正関係)

(9) (8)のアからウまでに掲げる事項に係る規定について、その施行に関し必要な事項は、市長が定めるとするものであること。

(第 13 条中附則第 25 項を改め、附則第 15 項とする改正関係)

14 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令

和 2 年池田市条例第 3 1 号) の一部改正〔第 1 4 条関係〕

- (1) 廃止される再任用職員と同様に、教育職員のうち定年前再任用短時間勤務職員であるものについては、退職手当を支給しないとするものであること。

(第 1 4 条中第 2 条の改正関係)

- (2) 引用条項を改めるものであること。

(第 1 4 条中第 7 条及び第 8 条の改正関係)

- (3) 定年前早期退職者のうち教育職員であったものに対する退職手当の基本額の特例が適用される要件のうち年齢に関する要件を定年から 1 5 年を減じた年齢以上であることとするものであること。

(第 1 4 条中第 1 0 条の改正関係)

- (4) 文言の整備を行うものであること。

(第 1 4 条中第 1 3 条、第 2 1 条、第 2 2 条及び第 2 4 条の改正関係)

- (5) 一般の退職による退職手当の額に係る特例の基本給月額の規定の整備を行うものであること。

(第 1 4 条中第 1 4 条の改正関係)

- (6) (7)に伴う所要の規定の整備を行うものであること。

(第 1 4 条中附則第 2 項から第 4 項までの改正関係)

- (7) 教育職員の退職手当の基本額の特例について、次の事項を定めるものであること。

ア 6 0 歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例

イ 定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例

ウ 整理退職等における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料月額の割増等の特例

エ 教育委員会規則への委任

(第 14 条中附則に 8 項を加える改正関係)

15 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 41 年池田市条例第 23 号）の一部改正〔第 15 条関係〕

(1) 引用条項を改めるものであること。

(第 15 条中第 2 条の改正関係)

(2) 初任給調整手当、扶養手当、住居手当及び退職手当に係る規定は、企業職員のうち定年前再任用短時間勤務職員であるものには適用しないとするものであること。

(第 15 条中第 19 条の改正関係)

16 職員の再任用に関する条例（平成 13 年池田市条例第 2 号）は、廃止するものであること。

(第 16 条関係)

17 施行期日等

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行するものであること。ただし、定年の引上げの実施のための準備に係る規定については、公布の日から施行するものであること。また、各条例の一部改正その他定年の引上げに伴う経過措置等を設けるとともに、関係条例の規定を整備するものであること。

(附則関係)

議案第54号 参 考

地方公務員法等の一部改正に伴う職員の定年引上げのための関係条例の整備に関する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市職員定数条例 第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 市長の事務部局の職員 <u>452人</u> （3） 上下水道企業の事務部局の職員 <u>95人</u> （4） 市立池田病院事業の事務部局の職員 <u>542人</u> （5） （略） （6） 監査委員の事務部局の職員 <u>4人</u> （7） 教育委員会の事務部局の職員 <u>115人</u> （8）・（9） （略） （10）消防職員 <u>113人</u> 第3条～第5条 （略） 2 職員の分限に関する条例 第1条～第3条の2 （略） 第4条 職員の意に反する降任、免職及び休職の処分は、<u>辞令書並びに法第4</u>	1 池田市職員定数条例 第1条 （略） （職員の定数） 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 （1） （略） （2） 市長の事務部局の職員 <u>489人</u> （3） 上下水道企業の事務部局の職員 <u>101人</u> （4） 市立池田病院事業の事務部局の職員 <u>561人</u> （5） （略） （6） 監査委員の事務部局の職員 <u>6人</u> （7） 教育委員会の事務部局の職員 <u>136人</u> （8）・（9） （略） （10）消防職員 <u>121人</u> 第3条～第5条 （略） 2 職員の分限に関する条例 第1条～第3条の2 （略） 第4条 職員の意に反する降任、免職及び休職の処分は、<u>当該職員に辞令書の</u>

改 正 前	改 正 後
<u>9条に規定する説明書を当該職員に交付して行なうものとする。</u> 2 任命権者が前項の処分を行なったときは、<u>すみやかに法第49条の説明書の写1通を公平委員会に提出するものとする。</u> 第5条～第8条 (略) 3 池田市職員の定年等に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の2第1項から第3項まで及び第28条の3</u>の規定に基づき、職員の定年等に	<u>交付及び法第49条第1項の規定による説明書の交付（法第28条の2第1項に規定する降任の処分にあつては、辞令書の交付）をして行うものとする。</u> 2 任命権者が前項の処分（<u>法第28条の2第1項に規定する降任の処分を除く。</u>）を行なったときは、<u>速やかに前項の説明書の写し1通を公平委員会に提出するものとする。</u> 第5条～第8条 (略) 3 池田市職員の定年等に関する条例 <u>目次</u> <u>第1章 総則（第1条）</u> <u>第2章 定年制度（第2条―第5条）</u> <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制（第6条―第11条）</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制（第12条・第13条）</u> <u>第5章 雑則（第14条）</u> <u>附則</u> <u>第1章 総則</u> (趣旨) 第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。<u>以下「法」という。</u>）<u>第22条の4第1項及び第2項、第22条の5第1項、第28条</u>

改 正 前	改 正 後
関し必要な事項を定めるものとする。 第2条 (略) (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>60年</u>とする。<u>ただし、医療業務に従事する医師及び歯科医師については、年齢65年とする。</u> (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。</u>	<u>の2、第28条の5、第28条の6第1項から第3項まで並びに第28条の7の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。</u> <u>第2章 定年制度</u> 第2条 (略) (定年) 第3条 職員の定年は、年齢<u>65年</u>とする。 (定年による退職の特例) 第4条 任命権者は、定年に達した職員が第2条の規定により退職すべきこととなる場合において、<u>次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、当該職員に係る定年退職日の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を定め、当該職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第9条の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条の規定により延長された異動期間を含む。第10条及び第11条において同じ。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第6条各号に掲げる職をいう。以下この条及び次章において同じ。）を占めている職員に係る当該期限は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u>

改 正 前	改 正 後
(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>その業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項の事由が引き続き存すると認めるときは</u>、1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、<u>その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続いて勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来	(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 (2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、<u>当該職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 (3) 当該職務を担当する者の交替が<u>当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること</u>。 2 任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、<u>前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して1年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、当該期限は、当該職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあつては、当該職員に係る異動期間の末日）の翌日から起算して3年を超えることができない</u>。 3 任命権者は、第1項の規定により職員を<u>引き続き勤務</u>させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。 4 任命権者は、<u>第1項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び</u>

改 正 前	改 正 後
する前に<u>第1項の事由が存しなくなった</u>と認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて<u>その期限を繰り上げて退職させることができる。</u> 5 (略) 第5条 (略)	<u>第2項の規定により期限が延長された職員について、第1項の期限又は第2項の規定により延長された期限が到来する前に第1項各号に掲げる事由がなくなつたと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めて当該期限を繰り上げるものとする。</u> 5 (略) 第5条 (略) <u>第3章 管理監督職勤務上限年齢制</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職)</u> <u>第6条 法第28条の2第1項に規定する条例で定める職は、次に掲げる職とする。</u> <u>(1) 池田市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年池田市条例第19号)第23条第1項の規定により管理職手当を支給される職</u> <u>(2) 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例(令和2年池田市条例第30号)第20条第1項の規定により管理職手当を支給される職</u> <u>(3) 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年池田市条例第23号)第4条の規定により管理職手当を支給される職(医療業務に従事する医師及び歯科医師が占める職を除く。)</u> <u>(管理監督職勤務上限年齢)</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>第7条 法第28条の2第1項に規定する管理監督職勤務上限年齢（以下「管理監督職勤務上限年齢」という。）は、年齢60年とする。</u> <u>（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）</u> <u>第8条 任命権者は、法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第13条、第15条、第23条の3、第27条第1項及び第56条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。</u> <u>（1）当該職員の人事評価の結果又は勤務の状況及び職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第15条の2第1項第5号に規定する標準職務遂行能力及び当該降任等を行うしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をする</u> <u>と。</u> <u>（2）人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職のうちで</u> <u>きる限り上位の職制上の段階に属するものに降任等を行うこと。</u> <u>（3）当該職員の他の職への降任等を行う際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合</u> <u>には、第1号に掲げる基準に従った上での状況その他の</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をする。</u> <u>(管理監督職への任用の制限の特例)</u> <u>第9条 任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員に係る異動期間（管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の4月1日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあつては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に、当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。</u> <u>(1) 当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(2) 当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>(3) 当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。</u> <u>2 任命権者は、この条の規定により異動期間（この条の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して1年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員に係る異動期間の末日の翌日から起算して3年を超えることができない。</u> <u>（異動期間の延長に係る職員の同意）</u> <u>第10条 任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u> <u>（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）</u> <u>第11条 任命権者は、第9条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に同条第1項各号に掲げる事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。</u> <u>第4章 定年前再任用短時間勤務制</u> <u>（定年前再任用短時間勤務職員の任用）</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>第12条 任命権者は、年齢60年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員の退職を除く。）をした者（以下この条及び次条において「年齢60年以上退職者」という。）を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占める職員の1週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下この条及び次条において同じ。）に採用することができる。ただし、年齢60年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種のものを占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。</u> <u>第13条 任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合をいう。）の年齢60年以上退職者を、従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。</u> <u>2 前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。</u> 第5章 雑則

改 正 前	改 正 後								
附 則 1 (略) <u>(経過措置)</u> 2 第4条の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号。以下「改正法」という。）附則第3条の規定により職員が退職すべきこととなる場合について準用する。この場合において、第4条第1項中「第2条」とあるのは「地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条」と、同項及び同条第2項中「その職員に係る定年退職日」とあるのは「昭和60年3月31日」と読み替えるものとする。	<u>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。</u> 附 則 1 (略) <u>(定年に関する経過措置)</u> 2 令和5年4月1日から令和13年3月31日までの間、医療業務に従事する医師又は歯科医師である職員以外の職員に対する第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「65年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。 <table border="1"> <tr> <td>令和5年4月1日から令和7年3月31日まで</td><td>61年</td></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和9年3月31日まで</td><td>62年</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和11年3月31日まで</td><td>63年</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和13年3月31日まで</td><td>64年</td></tr> </table> <u>(情報の提供及び勤務の意思の確認)</u> 3 任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員並びに医療業務に従事する医師及び歯科医師を除く。以下この項において同じ。）が年齢60年に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行	令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年	令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年	令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年	令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年
令和5年4月1日から令和7年3月31日まで	61年								
令和7年4月1日から令和9年3月31日まで	62年								
令和9年4月1日から令和11年3月31日まで	63年								
令和11年4月1日から令和13年3月31日まで	64年								

改 正 前	改 正 後
4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 第1条～第3条 (略) (懲戒の効果) 第4条 (略) 2 減給は、1日以上6月以下の期間、給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）第17条の規定により決定した報酬額）の10分の1に相当する額以下の額を減じて行うものとする。	<u>うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢60年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。</u> 4 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例 第1条～第3条 (略) (懲戒の効果) 第4条 (略) 2 減給は、1日以上6月以下の期間、<u>その発令の日に受ける</u>給料及びこれに対する地域手当の合計額（法第22条の2第1項第1号に掲げる職員にあっては、池田市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年池田市条例第14号）第17条の規定により決定した報酬額）の10分の1に相当する額以下の額を減じて行うものとする。<u>ただし、同号に掲げる職員以外の職員にあっては、その減ずる額が現に受ける給料及びこれに対する地</u>

改 正 前	改 正 後
3 (略) 第5条 (略) 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用される職員を除く。） (2)～(4) (略) <u>(5)</u> (略) 3 (略)	<u>域手当の合計額の10分の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。</u> 3 (略) 第5条 (略) 5 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用される職員を除く。） (2)～(4) (略) <u>(5) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6)</u> (略) 3 (略)

改 正 前	改 正 後
第3条～第19条 (略) 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) (5) (略) 第3条～第8条 (略) 7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条 (略) (勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で法第28条の5第1項に規定する</u>	第3条～第19条 (略) 6 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 第1条 (略) (職員の派遣) 第2条 (略) 2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(6) (略)</u> 第3条～第8条 (略) 7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条 (略) (勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 <u>法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第1項</u>

改 正 前	改 正 後
<u>短時間勤務の職を占めるもの</u>（以下「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４～６ （略） （週休日） 第３条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２ （略） 第４条～第８条 （略） （年次休暇） 第９条 年次休暇は、<u>一</u>の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>一</u>の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）次号以外の職員 ２０日（育児短時間勤務職員等、<u>再任用短時間勤務職</u>	の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４～６ （略） （週休日） 第３条 日曜日及び土曜日は、週休日とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２ （略） 第４条～第８条 （略） （年次休暇） 第９条 年次休暇は、<u>１</u>の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、<u>１</u>の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 （１）次号以外の職員 ２０日（育児短時間勤務職員等、<u>定年前再任用短時間</u>

改 正 前	改 正 後
<u>員及び任期付短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2) (略) 2・3 (略) 第10条～第14条 (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第15条 非常勤職員 (<u>再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。 第16条 (略) 8 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条 (略) (勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で<u>法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの</u> (以下	<u>勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超えない範囲内で規則で定める日数) (2) (略) 2・3 (略) 第10条～第14条 (非常勤職員の勤務時間、休暇等) 第15条 非常勤職員 (<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>及び任期付短時間勤務職員を除く。)の勤務時間、休暇等は、第2条から前条までの規定にかかわらず、その職務の性質等を考慮して、規則で定める基準に従い、任命権者が定める。 第16条 (略) 8 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の勤務時間、休暇等に関する条例 第1条 (略) (勤務時間) 第2条 (略) 2 (略) 3 法第22条の4第1項の規定により採用された職員 (以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休

改 正 前	改 正 後
「<u>再任用短時間勤務職員</u>」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 4 (略) (週休日) 第3条 教育委員会は、4週間を超えない期間につき1週間当たり2日の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)を設けるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については日曜日及び土曜日を週休日とし、必要に応じて当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日を週休日とし、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 第4条～第8条 (略) (年次休暇) 第9条 年次休暇は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日を超え	憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり15時間30分から31時間までの範囲内で、教育委員会が定める。 4 (略) (週休日) 第3条 教育委員会は、4週間を超えない期間につき1週間当たり2日の週休日(勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。)を設けるものとする。ただし、育児短時間勤務職員等については日曜日及び土曜日を週休日とし、必要に応じて当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けるものとし、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>については日曜日及び土曜日を週休日とし、これらの日に加えて月曜日から金曜日までの5日間において週休日を設けることができる。 第4条～第8条 (略) (年次休暇) 第9条 年次休暇は、1の年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、1の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める日数とする。 (1) 次号に掲げる職員以外の職員 20日(育児短時間勤務職員等及び<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>にあつては、その者の勤務時間等を考慮し20日

改 正 前	改 正 後
ない範囲内で教育委員会規則で定める日数) (2) (略) 2・3 (略) 第10条～第15条 (略) 9 職員の育児休業等に関する条例 第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3)・(4)</u> (略) 第2条の2～第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号及び第2号に掲げる職員とする。 第11条～第18条 (略)	を超えない範囲内で教育委員会規則で定める日数) (2) (略) 2・3 (略) 第10条～第15条 (略) 9 職員の育児休業等に関する条例 第1条 (略) (育児休業をすることができない職員) 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)・(2) (略) <u>(3) 池田市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u> <u>(4)・(5)</u> (略) 第2条の2～第9条 (略) (育児短時間勤務をすることができない職員) 第10条 育児休業法第10条第1項の条例で定める職員は、第2条第1号から第3号までに掲げる職員とする。 第11条～第18条 (略)

改 正 前	改 正 後
(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 (部分休業の承認) 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(教育職員にあつては教育職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間、非常勤職員(<u>再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) 第21条～第24条 (略) 10 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 第1条・第2条 (略) (報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員	(部分休業をすることができない職員) 第19条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、勤務の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員(地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>」という。))を除く。)及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員とする。 (部分休業の承認) 第20条 部分休業(育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認は、勤務時間条例第2条第1項に規定する正規の勤務時間(教育職員にあつては教育職員勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間、非常勤職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員等</u>を除く。以下この条において同じ。))にあつては当該非常勤職員について定められた勤務時間)の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2・3 (略) 第21条～第24条 (略) 10 池田市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 第1条・第2条 (略) (報告事項) 第3条 任命権者が前条の規定により報告しなければならない事項は、職員

改 正 前	改 正 後
(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略) 第4条～第8条 (略) 11 池田市一般職の職員の給与に関する条例 第1条～第8条の3 (略) (任期付短時間勤務職員の給与の特例) 第8条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第18条第1項又は任期付職員条例第4条により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第8条の5～第12条 (略) (昇給) 第13条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。	(臨時的に任用された職員及び非常勤職員(法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。))を除く。以下同じ。))に係る次に掲げる事項とする。 (1)～(11) (略) 第4条～第8条 (略) 11 池田市一般職の職員の給与に関する条例 第1条～第8条の3 (略) (任期付短時間勤務職員の給与の特例) 第8条の4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第18条第1項又は任期付職員条例第4条により任期を定めて採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額、前条の規定による給料月額に、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号。以下「勤務時間条例」という。)第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第8条の5～第12条 (略) (昇給) 第13条 職員の昇給は、規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>ただし、60歳に達した日後における</u>

改 正 前	改 正 後
2 (略) 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（別表第1の職務の級が6級以上及び別表第2の職務の級が7級以上の職員にあっては3号給）」とあるのは、「2号給」とする。 4～6 (略) <u>(再任用職員等)</u> <u>第13条の2 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。</u> <u>2 法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、前項の規定による給料月額に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u> 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下	<u>最初の4月1日（以下「特定日」という。）以後にある職員については、昇給しないものとする。</u> 2 (略) 3 55歳を超える職員<u>（特定日以後にある職員を除く。）</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給（別表第1の職務の級が6級以上及び別表第2の職務の級が7級以上の職員にあっては3号給）」とあるのは、「2号給」とする。 4～6 (略) <u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料月額)</u> <u>第13条の2 法第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。</u>

改 正 前	改 正 後
「育児休業法」という。)第18条第1項に規定された短時間勤務職員の給料月額については、前項の規定を準用する。 第13条の3～第22条の2 (略) (管理職手当) 第23条 管理又は監督の地位にある職員<u>の職</u>のうち必要な<u>者</u>に対しては、規則で定めるところにより管理職手当を支給する。ただし、管理職手当を支給される職を2以上兼ねる場合においても、兼ねる職に対する管理職手当は支給しない。 2・3 (略) 第24条・第24条の2 (略) (時間外勤務手当) 第25条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略)	第13条の3～第22条の2 (略) (管理職手当) 第23条 管理又は監督の地位にある職員のうち必要な<u>もの</u>に対しては、規則で定めるところにより管理職手当を支給する。ただし、管理職手当を支給される職を2以上兼ねる場合においても、兼ねる職に対する管理職手当は支給しない。 2・3 (略) 第24条・第24条の2 (略) (時間外勤務手当) 第25条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 (1)・(2) (略)

改 正 前	改 正 後
2 <u>再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項<u>（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）</u>の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後1	2 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>、任期付短時間勤務職員及び育児短時間勤務職員等が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。 3 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えて勤務した時間が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。 4 勤務時間条例第5条に規定する超勤代休時間を指定された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第32条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後1

改 正 前	改 正 後
0時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合は</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 (略) 第26条～第30条 (略) (特定職員についての適用除外) 第31条 (略) 2 第20条、第21条、第22条の2及び第29条の3の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 (特定任期付職員等の適用除外) 第31条の2 (略) 2 第8条、第10条から第12条まで<u>及び第13条第3項</u>の規定は、任期付常勤職員には適用しない。 3 (略) 第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並び	0時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、100分の175)から第1項に規定する規則で定める割合(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である<u>場合には</u>、その割合に100分の25を加算した割合)を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。 5 (略) 第26条～第30条 (略) (特定職員についての適用除外) 第31条 (略) 2 <u>第9条、第12条、第13条、第20条、第21条、第22条の2及び第29条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 (特定任期付職員等の適用除外) 第31条の2 (略) 2 第8条、第10条から第12条まで<u>並びに第13条第1項ただし書及び第3項</u>の規定は、任期付常勤職員には適用しない。 3 (略) 第32条 (略) (期末手当) 第33条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの並び

改 正 前	改 正 後
に同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者の</u>在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略) (勤勉手当) 第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この条</u>において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額と	に同表以外の給料表の適用を受ける職員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの（これらの職員のうち、市長が定める職員を除く。第34条において「特定管理職員」という。）にあつては、100分の100を乗じて得た額）に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4～6 (略) 第33条の2・第33条の3 (略) (勤勉手当) 第34条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下<u>この項</u>において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市長が定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した職員（市長が定める職員を除く。）についても同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額と

改 正 前	改 正 後
する。この場合において、支給する勤勉手当の額の、<u>その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</u> (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に 100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第34条の2～第38条 （略） 附 則 1～18 （略）	する。この場合において、支給する勤勉手当の額の、<u>当該職員が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</u> (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額 3・4 （略） 第34条の2～第38条 （略） 附 則 1～18 （略） <u>（特定日以後にある職員の給料の特例）</u> 19 当分の間、職員の給料月額は、特定日以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第9条から第13条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。

改 正 前	改 正 後
	<u>20 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> <u>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員</u> <u>(2) 法第28条の5第1項又は第2項の規定により法第28条の2第1項に規定する異動期間（法第28条の5第1項又は第2項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第28条の2第1項に規定する管理監督職を占める職員</u> <u>(3) 法第28条の7第1項又は第2項の規定により勤務している職員（法第28条の6第1項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> <u>21 法第28条の2第4項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第23項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受けるもののうち、附則第19項の規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>第 1 9 項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>2 2 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第 8 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第 8 条第 2 項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。</u> <u>2 3 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第 1 9 項の規定の適用を受ける職員（附則第 2 1 項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 2 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>2 4 附則第 2 1 項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第 1 9 項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前 3 項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u> <u>2 5 附則第 2 1 項又は前 2 項の規定による給料を支給される職員に対する第</u>

改 正 前							改 正 後						
再任用職員							職 員						
							定 年 前再任用 短時間勤務職員						
備考 この表は、消防職員に適用する。							備考						
別表第3（第8条関係）							1 この表は、消防職員に適用する。						
							2 定年前提任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。						
							別表第3（第8条関係）						
技能職給料表							技能職給料表						
職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額		号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円			円	円	円	円	円
	1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000		1	132,300	183,600	205,200	251,500	280,000
	2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900		2	133,200	185,100	206,400	252,700	281,900
	3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500		3	134,200	186,600	207,800	253,800	283,500
	4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200		4	135,100	188,000	209,100	254,900	285,200
	5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000		5	136,100	189,200	210,400	255,800	287,000
	6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600		6	137,100	190,700	211,800	257,000	288,600
	7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200		7	138,100	192,100	213,200	258,100	290,200
	8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800		8	139,100	193,400	214,600	259,300	291,800
	9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300		9	139,900	194,800	215,900	260,400	293,300
	10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100		10	140,900	195,800	217,500	261,200	295,100
	11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800		11	141,900	197,100	219,100	262,400	296,800
	12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600		12	143,000	198,200	220,500	263,600	298,600
	13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000		13	143,800	199,400	221,700	264,600	300,000
	14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700		14	144,800	200,500	223,200	265,600	301,700
15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300	15	145,800	201,600	224,700	266,500	303,300		

改 正 前								改 正 後							
	16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800			16	146,800	202,700	226,000	267,400	304,800	
	17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300			17	147,900	203,600	226,900	268,400	306,300	
	18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900			18	149,200	204,700	227,600	269,500	307,900	
	19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500			19	150,400	205,700	228,500	270,500	309,500	
	20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200			20	151,600	206,700	229,500	271,300	311,200	
	21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200			21	152,700	207,600	230,300	272,300	312,200	
	22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600			22	153,900	208,700	231,800	273,200	313,600	
	23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000			23	155,100	209,800	233,100	274,200	315,000	
	24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500			24	156,300	210,800	234,200	275,000	316,500	
	25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600			25	157,400	211,700	235,600	275,800	317,600	
	26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100			26	158,900	212,600	236,900	276,900	319,100	
	27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500			27	160,400	213,300	238,200	278,000	320,500	
	28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900			28	161,900	214,200	239,500	279,100	321,900	
	29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500			29	163,300	215,100	240,300	280,000	323,500	
	30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700			30	164,700	216,300	241,500	281,100	324,700	
	31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000			31	166,200	217,300	242,800	282,100	326,000	
	32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200			32	167,700	218,200	243,900	283,100	327,200	
	33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300			33	169,100	218,800	245,000	283,800	328,300	
	34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200			34	170,900	220,000	246,200	284,700	329,200	
	35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300			35	172,700	221,100	247,300	285,600	330,300	
	36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400			36	174,500	222,300	248,500	286,700	331,400	
	37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500			37	176,200	222,800	249,800	287,300	332,500	
	38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600			38	177,900	223,900	250,800	288,200	333,600	
	39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600			39	179,600	225,100	252,100	289,100	334,600	
	40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600			40	181,300	226,100	253,400	290,000	335,600	
	41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600			41	182,800	226,900	254,400	290,600	336,600	
	42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600			42	184,200	228,100	255,600	291,600	337,600	
	43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600			43	185,500	229,100	256,500	292,600	338,600	
	44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600			44	186,900	230,200	257,800	293,500	339,600	
	45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500			45	188,400	231,300	258,600	294,200	340,500	
	46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500			46	189,700	232,200	259,600	295,100	341,500	
	47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500			47	191,100	233,300	260,700	296,000	342,500	
	48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500			48	192,500	234,300	261,600	296,900	343,500	
	49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400			49	193,800	235,300	262,800	297,600	344,400	
	50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300			50	194,900	236,300	263,800	298,200	345,300	
	51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200			51	196,000	237,300	264,900	298,900	346,200	
	52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000			52	197,200	238,300	265,600	299,700	347,000	
	53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800			53	198,300	239,400	266,500	300,300	347,800	
	54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600			54	199,400	240,400	267,600	301,100	348,600	
	55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400			55	200,300	241,100	268,800	301,800	349,400	

改 正 前								改 正 後							
再任用職員以外 の職員	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100		定年前再任用短 時間勤務職員以 外の職員	56	201,400	241,800	270,000	302,500	350,100	
	57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800			57	202,500	242,700	270,800	303,200	350,800	
	58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600			58	203,500	243,600	271,800	303,900	351,600	
	59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400			59	204,500	244,500	272,900	304,700	352,400	
	60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100			60	205,500	245,200	273,900	305,400	353,100	
	61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800			61	206,600	246,000	274,900	306,000	353,800	
	62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500			62	207,500	246,900	276,000	306,700	354,500	
	63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200			63	208,400	247,800	276,800	307,400	355,200	
	64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900			64	209,300	248,700	277,900	308,100	355,900	
	65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500			65	210,000	249,500	278,700	308,600	356,500	
	66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000			66	210,800	250,300	279,500	309,100	357,000	
	67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500			67	211,500	251,100	280,300	309,700	357,500	
	68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000			68	212,300	251,800	281,100	310,300	358,000	
	69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400			69	212,700	252,500	281,700	310,900	358,400	
	70	213,300	253,100	282,500	311,300				70	213,300	253,100	282,500	311,300		
	71	213,600	253,500	283,300	311,800				71	213,600	253,500	283,300	311,800		
	72	214,000	253,900	284,000	312,300				72	214,000	253,900	284,000	312,300		
	73	214,200	254,100	284,800	312,600				73	214,200	254,100	284,800	312,600		
	74	214,600	254,500	285,500	313,100				74	214,600	254,500	285,500	313,100		
	75	215,100	255,000	286,300	313,600				75	215,100	255,000	286,300	313,600		
	76	215,700	255,500	287,100	314,000				76	215,700	255,500	287,100	314,000		
	77	215,900	255,800	287,700	314,200				77	215,900	255,800	287,700	314,200		
	78	216,600	256,200	288,200	314,500				78	216,600	256,200	288,200	314,500		
	79	217,100	256,700	288,700	314,800				79	217,100	256,700	288,700	314,800		
	80	217,600	257,200	289,100	315,100				80	217,600	257,200	289,100	315,100		
	81	218,300	257,500	289,500	315,400				81	218,300	257,500	289,500	315,400		
	82	218,600	257,800	289,900	315,700				82	218,600	257,800	289,900	315,700		
	83	219,200	258,100	290,400	316,000				83	219,200	258,100	290,400	316,000		
	84	219,900	258,400	290,900	316,300				84	219,900	258,400	290,900	316,300		
	85	220,500	258,600	291,300	316,500				85	220,500	258,600	291,300	316,500		
	86	220,900	258,800	291,900	316,900				86	220,900	258,800	291,900	316,900		
	87	221,300	259,100	292,500	317,200				87	221,300	259,100	292,500	317,200		
	88	222,000	259,400	293,100	317,400				88	222,000	259,400	293,100	317,400		
	89	222,500	259,600	293,400	317,600				89	222,500	259,600	293,400	317,600		
	90	223,000	259,800	293,900	317,900				90	223,000	259,800	293,900	317,900		
	91	223,500	260,200	294,400	318,200				91	223,500	260,200	294,400	318,200		
	92	223,900	260,400	294,800	318,500				92	223,900	260,400	294,800	318,500		
	93	224,300	260,700	295,200	318,700				93	224,300	260,700	295,200	318,700		
	94	224,700	261,100	295,700	319,000				94	224,700	261,100	295,700	319,000		
	95	225,100	261,400	296,200	319,300				95	225,100	261,400	296,200	319,300		

改 正 前							改 正 後						
96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500			96	225, 400	261, 700	296, 700	319, 500		
97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700			97	225, 700	261, 900	297, 000	319, 700		
98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000			98	226, 200	262, 200	297, 400	320, 000		
99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300			99	226, 700	262, 400	297, 900	320, 300		
100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500			100	227, 200	262, 700	298, 400	320, 500		
101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700			101	227, 600	263, 000	298, 800	320, 700		
102	228, 100	263, 200	299, 200	321, 000			102	228, 100	263, 200	299, 200	321, 000		
103	228, 700	263, 500	299, 500	321, 300			103	228, 700	263, 500	299, 500	321, 300		
104	229, 300	263, 800	299, 800	321, 500			104	229, 300	263, 800	299, 800	321, 500		
105	229, 700	264, 000	300, 100	321, 700			105	229, 700	264, 000	300, 100	321, 700		
106	230, 200	264, 200	300, 500	322, 000			106	230, 200	264, 200	300, 500	322, 000		
107	230, 500	264, 500	300, 900	322, 300			107	230, 500	264, 500	300, 900	322, 300		
108	230, 900	264, 700	301, 300	322, 500			108	230, 900	264, 700	301, 300	322, 500		
109	231, 100	265, 000	301, 600	322, 700			109	231, 100	265, 000	301, 600	322, 700		
110	231, 500	265, 300	302, 000	323, 000			110	231, 500	265, 300	302, 000	323, 000		
111	232, 000	265, 600	302, 400	323, 300			111	232, 000	265, 600	302, 400	323, 300		
112	232, 400	265, 800	302, 700	323, 500			112	232, 400	265, 800	302, 700	323, 500		
113	232, 600	266, 000	302, 900	323, 700			113	232, 600	266, 000	302, 900	323, 700		
114	233, 100	266, 300	303, 200	324, 000			114	233, 100	266, 300	303, 200	324, 000		
115	233, 600	266, 500	303, 500	324, 300			115	233, 600	266, 500	303, 500	324, 300		
116	234, 100	266, 700	303, 700	324, 500			116	234, 100	266, 700	303, 700	324, 500		
117	234, 400	267, 000	303, 900	324, 700			117	234, 400	267, 000	303, 900	324, 700		
118	234, 800	267, 300	304, 200	325, 000			118	234, 800	267, 300	304, 200	325, 000		
119	235, 200	267, 600	304, 500	325, 300			119	235, 200	267, 600	304, 500	325, 300		
120	235, 600	267, 900	304, 700	325, 500			120	235, 600	267, 900	304, 700	325, 500		
121	236, 000	268, 100	304, 900	325, 700			121	236, 000	268, 100	304, 900	325, 700		
122		268, 300	305, 200	326, 000			122		268, 300	305, 200	326, 000		
123		268, 600	305, 500	326, 300			123		268, 600	305, 500	326, 300		
124		268, 900	305, 700	326, 500			124		268, 900	305, 700	326, 500		
125		269, 100	305, 900	326, 700			125		269, 100	305, 900	326, 700		
126		269, 300	306, 200	327, 000			126		269, 300	306, 200	327, 000		
127		269, 600	306, 500	327, 300			127		269, 600	306, 500	327, 300		
128		269, 900	306, 700	327, 500			128		269, 900	306, 700	327, 500		
129		270, 100	306, 900	327, 700			129		270, 100	306, 900	327, 700		
130		270, 300	307, 200	328, 000			130		270, 300	307, 200	328, 000		
131		270, 600	307, 500	328, 300			131		270, 600	307, 500	328, 300		
132		270, 900	307, 700				132		270, 900	307, 700			
133		271, 100	307, 900				133		271, 100	307, 900			
134		271, 300					134		271, 300				
135		271, 600					135		271, 600				

改 正 前	改 正 後
第1条～第10条 (略) (昇給) 第11条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>その者</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。 2 (略) 3 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が6級の職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 4～6 (略) <u>(再任用職員等の給料の月額)</u> 第12条 法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員(以下「再任用職員」という。)の給料の月額は、給料表に掲げる再任用職員の給料の月額のうち、その職務の級に応じた額とする。 2 再任用職員であって法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものの給料の月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料の月額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とす	第1条～第10条 (略) (昇給) 第11条 職員の昇給は、教育委員会規則で定める日に、同日前1年間における<u>当該職員</u>の勤務成績に応じて、行うものとする。<u>ただし、60歳に達した日後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以後にある職員については、昇給しないものとする。</u> 2 (略) 3 55歳を超える職員<u>(特定日以後にある職員を除く。)</u>に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給(職務の級が6級の職員にあっては、3号給)」とあるのは、「2号給」とする。 4～6 (略) <u>(定年前再任用短時間勤務職員の給料の月額)</u> 第12条 法第22条の4第1項の規定により採用された職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)の給料の月額は、給料表に定める定年前再任用短時間勤務職員の基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、勤務時間条例第2条第3項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

改 正 前	改 正 後
る。 3 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第18条第1項の規定により採用された短時間勤務職員の給料の月額については、前項の規定を準用する。 第13条～第19条 （略） （管理職手当） 第20条 管理又は監督の地位にある職員に対しては、教育委員会規則で定めるところにより管理職手当を支給する。ただし、管理職手当を支給される職を2以上兼ねる場合であっても、管理職手当は、重複して支給しない。 2・3 （略） （期末手当） 第21条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の級が6級の職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>その者</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 <u>再任用職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の1	第13条～第19条 （略） （管理職手当） 第20条 管理又は監督の地位にある職員<u>のうち必要なもの</u>に対しては、教育委員会規則で定めるところにより管理職手当を支給する。ただし、管理職手当を支給される職を2以上兼ねる場合であっても、管理職手当は、重複して支給しない。 2・3 （略） （期末手当） 第21条 （略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120（職務の級が6級の職員にあつては、100分の100）を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間における<u>当該職員</u>の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4） （略） 3 <u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する前項の規定の適用については、同項

改 正 前	改 正 後
20」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。 4 (略) 第22条・第23条 (略) (勤勉手当) 第24条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下<u>この条</u>において同じ。）に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の成績に応じ、基準日の属する月の教育委員会が定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡した職員（教育委員会が定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、<u>その者</u>が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u>以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（職務の級が6級の職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>再任用職員</u> 当該<u>再任用職員</u>の勤勉手当基礎額に10	中「100分の120」とあるのは「100分の67.5」と、「<u>、100分の100</u>」とあるのは「<u>、100分の57.5</u>」とする。 4 (略) 第22条・第23条 (略) (勤勉手当) 第24条 勤勉手当は、基準日（6月の支給にあつては6月1日、12月の支給にあつては12月1日をいう。以下<u>この項</u>において同じ。）に在職する職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務の成績に応じ、基準日の属する月の教育委員会が定める日に支給する。基準日前1か月以内に退職をし、又は死亡した職員（教育委員会が定める職員を除く。）についても、同様とする。 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に教育委員会規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、<u>当該職員</u>が所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 (1) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>以外のもの 当該職員の勤勉手当基礎額に100分の95（職務の級が6級の職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額 (2) 前項の職員のうち<u>定年前再任用短時間勤務職員</u> 当該<u>定年前再任用短時</u>

改 正 前	改 正 後
0 分の 4 5（職務の級が 6 級の職員にあっては、1 0 0 分の 5 5）を乗じて得た額の総額 3・4（略） （義務教育等教員特別手当） 第 2 5 条（略） 2 義務教育等教員特別手当の月額、4, 0 0 0 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>再任用職員</u>にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。 第 2 6 条（略） （教職調整額） 第 2 7 条 <u>職員のうちその属する職務の級が 1 級から 3 級までであるもの</u>には、<u>その者</u>の給料の月額の 1 0 0 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2（略） 第 2 8 条～第 3 5 条（略） （<u>再任用職員</u>についての適用除外） 第 3 6 条 <u>第 1 5 条</u>、第 1 6 条及び第 1 8 条の規定は、<u>再任用職員</u>には適用しない。 第 3 7 条～第 3 9 条（略）	<u>間勤務職員</u>の勤勉手当基礎額に 1 0 0 分の 4 5（職務の級が 6 級の職員にあっては、1 0 0 分の 5 5）を乗じて得た額の総額 3・4（略） （義務教育等教員特別手当） 第 2 5 条（略） 2 義務教育等教員特別手当の月額、4, 0 0 0 円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（<u>定年再任用短時間勤務職員</u>にあっては、職務の級）の別に応じて、教育委員会規則で定める。 第 2 6 条（略） （教職調整額） 第 2 7 条 <u>職員（管理職手当を支給される職員を除く。）</u>には、<u>当該職員</u>の給料の月額の 1 0 0 分の 4 に相当する額の教職調整額を支給する。 2（略） 第 2 8 条～第 3 5 条（略） （<u>定年再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外） 第 3 6 条 <u>第 8 条</u>、<u>第 1 1 条</u>、<u>第 1 5 条</u>、第 1 6 条及び第 1 8 条の規定は、<u>定年再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。 第 3 7 条～第 3 9 条（略）

改 正 前	改 正 後
附 則 1～6 (略) (この条例における給与に関する経過措置) 7 (略) 8 継続職員の給料の額については、施行日から令和13年3月31日までの間の給料の月額が、施行日の前日において旧条例の規定により受けていた給料の月額に達しない場合は、その差額に相当する額を当該期間における給料の月額に加算した額とする。 9～18 (略)	附 則 1～6 (略) (継続職員等の給与に関する経過措置) 7 (略) 8 継続職員の給料の額については、施行日から令和13年3月31日までの間の給料の月額（附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料の月額と附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額）が、施行日の前日において旧条例の規定により受けていた給料の月額（附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料の月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額））に達しない場合は、その差額に相当する額を当該期間における給料の月額に加算した額とする。 9～18 (略) (特定日以後にある職員の給料の特例) 19 当分の間、職員の給料の月額は、特定日以後、給料表の給料の月額のうち、第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級及び第8条から第11条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て

改 正 前	改 正 後
	<u>て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げた額) とする。</u> <u>２０ 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。</u> <u>(１) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤の職員</u> <u>(２) 法第２８条の５第１項又は第２項の規定により法第２８条の２第１項に規定する異動期間（法第２８条の５第１項又は第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された法第２８条の２第１項に規定する管理監督職を占める職員</u> <u>(３) 法第２８条の７第１項又は第２項の規定により勤務している職員（法第２８条の６第１項に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）</u> <u>２１ 法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であつて、当該他の職への降任等をされた日（以下この項及び附則第２３項において「異動日」という。）の前日から引き続き職員であるもののうち、附則第１９項の規定の適用を受けるもので、特定日に同項の規定により当該職員の受ける給料の月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料の月額に１００分の７０を乗じて得</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなるもの（教育委員会規則で定める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第19項の規定により当該職員の受ける給料の月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。</u> <u>22 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料の月額との合計額が第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料の月額と当該職員の受ける給料の月額」とする。</u> <u>23 異動日の前日から引き続き職員である者（附則第19項の規定の適用を受ける職員（附則第21項に規定する職員を除く。）に限る。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるものには、当分の間、当該職員の受ける給料の月額のほか、教育委員会規則で定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。</u>

[illegible]

改		正		前		改		正		後	
再任用職員以外の職員					(略)		任用短時間勤務職員以外の職員				(略)
						備考 定年前再任用短時間勤務職員については、この表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」とする。					
別表第2（第7条関係）						別表第2（第7条関係）					
教育職等級別基準職務表						教育職等級別基準職務表					
等級		基準となる職務				等級		基準となる職務			
1級～3級		(略)				1級～3級		(略)			
4級		副園長、主幹教諭その他の当該役職の職務内容と同程度の職務として教育委員会規則で定める職務				4級		副園長、主幹教諭、 <u>統括主任教諭</u> その他の当該役職の職務内容と同程度の職務として教育委員会規則で定める職務			
5級・6級		(略)				5級・6級		(略)			
13 職員の退職手当に関する条例						13 職員の退職手当に関する条例					
第1条 (略)						第1条 (略)					

改 正 前	改 正 後
(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第1条に規定する職員（次項において「教育職員」という。）<u>、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者及び地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された者を除く。</u> 以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の死亡による退職に係る部分以外の部分及び第5条中公務上の負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、教育職員、地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年	(退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、常時勤務に服することを要する職員（池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例（令和2年池田市条例第31号）第1条に規定する職員（次項において「教育職員」という。）を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日以上ある月が引き続いて12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなしてこの条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の死亡による退職に係る部分以外の部分及び第5条中公務上の負傷若しくは疾病（以下「傷病」という。）又は死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、教育職員、地方公務員法<u>（昭和25年法律第261号）</u>第22

改 正 前	改 正 後
度任用職員（同項第1号に該当する者に限る。）及び同法<u>第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項</u>の規定により採用された者並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第5条の規定により採用された職員については、この限りでない。 第2条の2～第3条 （略） （11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の2第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の3第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) （略） 2 （略）	条の2第1項に規定する会計年度任用職員（同項第1号に該当する者に限る。）及び同法<u>第22条の4第1項又は第22条の5第1項</u>の規定により採用された者並びに地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）<u>第5条</u>の規定により採用された職員については、この限りでない。 第2条の2～第3条 （略） （11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第4条 11年以上25年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法<u>第28条の6第1項</u>の規定により退職した者（同法<u>第28条の7第1項</u>の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者に限る。）又は25年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) （略） 2 （略）

改 正 前	改 正 後		
第5条・第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した<u>者</u>であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)	第5条・第5条の2 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者を除く。<u>附則第10項から第14項までにおいて同じ。</u>）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した<u>もの</u>であって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。 <table><tr><td>(略)</td></tr></table>	(略)
(略)			
(略)			
第6条～第8条の3 (略) (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律	第6条～第8条の3 (略) (退職手当の調整額) 第8条の4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第5条の2第2項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第27条及び第28条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和40年法律第124号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和45年法律		

改 正 前	改 正 後
第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及び職員の分限に関する条例(昭和27年池田市条例第1号)第3条の規定による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。	第82号)に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律(昭和47年法律第66号)に規定する土地開発公社(以下「地方公社」という。)又は国家公務員退職手当法施行令(昭和28年政令第215号。以下「施行令」という。)第6条に規定する法人(退職手当(これに相当する給与を含む。))に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとするものと定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。)の業務に従事させるための休職及び職員の分限に関する条例(昭和27年池田市条例第1号)第3条の規定による休職を除く。)、地方公務員法第29条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月(現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。<u>第9条第4項において</u>「休職月等」という。)のうち規則で定めるものを除く。)ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額(以下<u>この項及び第5項において</u>「調整月額」という。)のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第1順位から第60順位までの調整月額(当該各月の月数が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額)を合計した額とする。

改 正 前	改 正 後
(1)～(9) (略) 2～5 (略) (一般の退職手当の額に係る特例) 第8条の5 (略) 2 前項の「基本給月額」とは、池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。 第9条～第17条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。	(1)～(9) (略) 2～5 (略) (一般の退職手当の額に係る特例) 第8条の5 (略) 2 前項の「基本給月額」とは、池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）の規定による給料表が適用される職員については、給料及び扶養手当<u>並びにこれらに対する地域手当</u>の月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準じて規則で定める額とする。 第9条～第17条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第18条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第16条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

改 正 前	改 正 後
(1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>あつては</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において	(1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前三任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) (退職をした者の退職手当の返納) 第19条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第16条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第14条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第21条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>は</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第21条において「失業

改 正 前	改 正 後
「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第20条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第21条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職	者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第20条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第21条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職

改 正 前	改 正 後
手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条において同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する池田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと	手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項までにおいて同じ。</u>）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第19条第5項又は前条第3項において準用する池田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第19条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと

改 正 前	改 正 後
認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受ける	認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第17条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第19条第1項の規定による処分を受ける

改 正 前	改 正 後
ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 第22条～第24条 （略） 附 則	ことなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第19条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 第22条～第24条 （略） 附 則

改 正 前	改 正 後
1 この条例（以下「<u>新条例</u>」という。）は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日（以下「<u>適用日</u>」という。）から適用する。 2 <u>適用日の前日に現に在職していた職員で、新条例の規定により計算した退職手当の額が、池田市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（昭和38年池田市条例第16号）施行前の池田市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年池田市条例第19号）第5章の規定（以下「<u>旧退職手当制度</u>」という。）により計算した退職手当の額に満たないものについては、従前の例による。</u> 3 <u>新条例第5条第3項に規定する職員に地域手当が支給される間、同項中「扶養手当」とあるのは、「扶養手当並びにこれらに対する地域手当」と読みかえて適用する。</u> <u>（退隠料条例の適用を受けていた職員の退職手当）</u> 4 <u>新条例の適用日の前日において、池田市職員退隠料及び遺族扶助料条例（昭和24年池田市条例第27号。以下「<u>退隠料条例</u>」という。）の適用を受けていた職員で、退職年金又は遺族年金の受給資格が生じて退職した職員の退職手当については、一般の退職手当の規定にかかわらず、一般の退職手当の額に、退職の日におけるその者の給料月額に新条例の適用日の前日まで引き続き在職し退隠料条例の適用を受けていた年数（再就職した職員にあつ</u>	<u>（施行期日）</u> 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

改 正 前	改 正 後
<u>ては再就職した月からの年数、いずれも1年未満の端数は切り捨てる。)を乗じて得た額の2分の1の額を加えた額とする。</u> <u>5 前項の規定による退職手当については、第16条第1項の規定を準用する。</u> <u>6 附則第4項の規定による退職手当の第23条第2項の規定の適用については、同条中「この条例による退職手当」を「附則第4項の規定による退職手当の額のうち、一般の退職手当に相当する額」と読み替えて適用する。</u> <u>(在職期間の通算措置を講ずる以前から在職する職員で職員以外の地方公務員等としての在職期間のあった職員の退職手当の特例)</u> <u>7 職員又は職員以外の地方公務員等から引き続いて職員となった者のうち、職員としての引き続いた在職期間(その者が当該在職期間中において国家公務員等退職手当法第2条に規定する者として在職した後この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けて退職をしたことがある者である場合には、当該退職の日(当該退職を2回以上した者については、そのうち最終の退職の日)以後の職員としての引き続いた在職期間に限る。)中において、昭和44年3月31日までの間に、職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて退職(整理退職に該当する退職及び特殊退職に該当する退職を除く。)をし、かつ、退職の日又はその翌日に、職員又は職員以外の地方公務</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>員となったことがあるものが退職した場合におけるその者に対する退職手当の額については、第2条の4から第5条の3まで、第8条から第8条の5までの規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第1号に掲げる割合から第2号に掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額とする。この場合において、第9条第5項の規定の適用については、同項ただし書中「退職により」とあるのは、「退職（附則第7項に規定する職員又は職員以外の地方公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けていた退職を除く。）により」と読み替えるものとする。</u> <u>(1) その者が第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5までの規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合</u> <u>(2) その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となった勤続期間（当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数（1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。）に相当する月数）をこの条例の規定により計算した勤続</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当の支給を受けたもの</u> <u>とした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職の日におけるその者</u> <u>の給料月額に対する割合（特殊退職を2回以上した者については、それぞ</u> <u>れの特種退職に係る当該割合を合計した割合）</u> 8 <u>前項の特種退職は、次の各号に掲げる退職とする。ただし、整理退職に該</u> <u>当する退職を除く。</u> <u>(1) 職員が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合（職</u> <u>員以外の地方公務員等が退職し、かつ、退職の日又はその翌日に再び当該</u> <u>退職の日までにその者が属していた地方公共団体等の職員以外の地方公務</u> <u>員等となる場合を含む。）の退職</u> <u>(2) 職員又は職員以外の地方公務員等が任命権者の要請を受けて職員又は職</u> <u>員以外の地方公務員等となるため退職し、かつ、退職の日又はその翌日に</u> <u>職員又は当該職員以外の地方公務員等となる場合（前号に該当する場合を</u> <u>除く。）の退職</u> <u>（就職支度金及び移転費に相当する退職手当）</u> 9 <u>失業保険金に相当する退職手当（条例第14条第2項第3号に規定する失</u> <u>業保険金に相当する退職手当をいう。以下同じ。）の支給を受ける資格（以</u> <u>下「受給資格」という。）を有する者で、次の各号に掲げる者に対しては、</u> <u>昭和50年3月31日までの間、同条第1項及び第3項から第6項までに定</u>	

改 正 前	改 正 後
<u>めるもののほか、必要に応じ、それぞれ当該各号に掲げる給付を、退職手当として支給することができる。</u> <u>(1) 就職するに至った者で、その就職するに至った日の前日における失業保険金に相当する退職手当の支給残日数が当該受給資格に係る基準日数（条例第14条第1項に規定する基準日数をいい、失業保険法（昭和22年法律第146号）第20条の4第1項の規定による措置が決定された場合には、その日数に、条例第14条第5項の規定により失業保険金に相当する退職手当を支給することができる日数を加算した日数とする。以下同じ。）の2分の1以上であるものについては、就職支度金</u> <u>(2) 公共職業安定所の紹介した職業につくためその住所又は居所を変更する者については、移転費</u> <u>10 前項第1号に掲げる就職支度金に相当する退職手当（以下「就職支度金に相当する退職手当」という。）の額は、次に掲げる額とする。</u> <u>(1) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の3分の2以上である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の50日分に相当する額</u> <u>(2) 就職するに至った日の前日における支給残日数が当該受給資格に係る基準日数の2分の1以上3分の2未満である受給資格者については、失業保険金に相当する退職手当の30日分に相当する額</u>	

改 正 前	改 正 後
1 1 前項第1号又は第2号に規定する受給資格者であつて、就職するに至つた日の前日における支給残日数が150日以上であるものに係る就職支度金に相当する退職手当の額は、同項の規定にかかわらず、失業保険金に相当する退職手当の20日分に相当する額を同項第1号又は第2号に掲げる額に加算した額とする。 1 2 前3項に規定する支給残日数とは、受給資格に係る基準日数から当該受給資格に係る待期日数（条例第14条第1項に規定する待期日数をいう。以下同じ。）及び失業保険金に相当する退職手当の支給を受けた日数を控除した日数（その日数が、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該受給資格に係る待期日数の残日数（待期日数から、当該受給資格に係る退職の日の翌日から就職するに至った日までの失業の日数を控除した日数をいう。）を控除した日数をこえるときは、就職するに至った日から当該受給資格に係る受給期間の満了する日までの日数から当該待期日数の残日数を控除した日数）をいう。 1 3 就職支度金に相当する退職手当は、失業保険法第27条の3第1項に規定する就職支度金の支給の条件に従い、支給する。 1 4 附則第9項第2号に掲げる移転費に相当する退職手当（以下「移転費に相当する退職手当」という。）は、失業保険法第27条の4第1項に規定する移転費に相当する金額を当該移転費の支給の条件に従い、支給する。	

改 正 前	改 正 後
1 5 条例第14条第12項の規定は就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当について、失業保険法第23条の2の規定は詐欺その他不正の行為によって就職支度金に相当する退職手当又は移転費に相当する退職手当の支給を受けた者がある場合について、準用する。 1 6 附則第9項から前項までに規定するもののほか、就職支度金に相当する退職手当及び移転費に相当する退職手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。 1 7 池田市職員の定年等に関する条例（昭和59年池田市条例第4号）施行の日に、現に在職する職員のうち同日において年齢50年以上の者が、同条例の規定により退職した場合には、第5条の規定に該当する場合のほか、当分の間、同条の規定による退職手当を支給することができる。 1 8 平成元年4月1日から平成3年3月31日までの間に限り、市長が指定する基準日において、年齢55歳以上58歳未満の職員がその者の非違によることなく勸奨を受けて退職する場合の退職手当の額の計算の基礎となる給料月額は、第5条の2の規定にかかわらず勤続期間が25年以上あるものとみなして第5条の2の規定を適用して得た額及び同条の規定を適用しないその者の退職の日における給料月額に100分の6を乗じて得た額の合計額とする。 1 9 前項の規定の適用を受けて退職する者については、退職の日におけるそ	

改 正 前	改 正 後
<u>の者の号給又は給料月額を、勤続期間が15年以上である者にあつては2号上位の号給又はこれに相当する給料月額に、勤続期間が5年以上15年未満の者にあつては1号上位の号給又はこれに相当する給料月額に、それぞれ昇給させることができる。</u> <u>20 附則第18項の規定の適用を受けて退職する者の退職手当の額は、退職の日におけるその者の給料月額に、第3条から第5条の規定にかかわらず第5条に掲げる割合を乗じて得た額とする。</u> <u>21 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年池田市条例第5号）附則（以下「昭和49年改正附則」という。）第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第21項」とする。</u> <u>22 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和49年改正附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。</u>	<u>（退職手当の基本額に係る特例）</u> <u>2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職した者（職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年池田市条例第5号。以下「昭和49年3月改正条例」という。）附則第3項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第3条から第5条の3まで及び附則第6項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第8条の5第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。</u> <u>3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職した者（昭和49年3月改正条例附則第4項の規定に該当する者を除く。）で第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得</u>

改 正 前	改 正 後
<u>2 3</u> 当分の間、3 5年を超える期間勤続して退職した者（昭和4 9年改正附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を3 5年として<u>附則第2 1項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。 <u>2 4</u> 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成1 8年3月3 1日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5第2項に規定する<u>職員の給与に関する条例</u>の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。	た額とする。 <u>4</u> 当分の間、3 5年を超える期間勤続して退職した者（昭和4 9年3月改正条例附則第5項の規定に該当する者を除く。）で第5条又は附則第7項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を3 5年として<u>附則第2項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。 <u>（給料月額の変額改定があった場合の給料月額の取扱いの特例）</u> <u>5</u> 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成1 8年3月3 1日以前に行われた給料月額の変額改定で市長が定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことがある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第8条の5第2項に規定する<u>池田市一般職の職員の給与に関する条例</u>の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額及び同項に規定するその他の職員に係る基本給月額に含まれる給料月額に相当するものとして規則で定めるものについては、この限りでない。 <u>（6 0歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）</u> <u>6</u> 当分の間、第4条第1項の規定は、1 1年以上2 5年未満の期間勤続した者であつて、6 0歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したも

改 正 前	改 正 後
	<u>の（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「第５条又は附則第６項」とする。</u> <u>７ 当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「第５条又は附則第７項」とする。</u> <u>８ 前２項の規定は、医療業務に従事する医師及び歯科医師が退職した場合に支給する退職手当の基本額については適用しない。</u> <u>（定年の引上げによる給料月額の改定を給料月額の減額改定としない特例）</u> <u>９ 池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第１９項の規定による職員の給料月額改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。</u> <u>（整理退職等における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料月額の割増等の特例）</u> <u>１０ 当分の間、第５条第１項に規定する者のうち２５年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したものと及び勤務公署の移転により</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>退職したものに対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「定年に達する日」とあるのは「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）に達する日」と、同条の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「定年」とあるのは「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）」とする。</u> <u>1 1 当分の間、第5条第1項に規定する者（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者のうち25年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもの及び勤務公署の移転により退職したものに限る。）に対する第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3中「から6月前まで」とあるのは、「前まで」とする。</u> <u>1 2 当分の間、第5条第1項に規定する者に対する第5条の3の規定の適用については、同条の表以外の部分中「定年から15年」とあるのは、「定年（医療業務に従事する医師及び歯科医師以外の者にあつては、60歳）から10年」とする。</u> <u>1 3 当分の間、第5条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）であつて医療業</u>

改 正 前	改 正 後
25 附則第18項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。	<u>務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達する日前に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> 14 <u>当分の間、第5条第1項に規定する者であつて医療業務に従事する医師及び歯科医師以外のものが60歳に達した日以後に退職したときにおける第5条の3及び第8条の3の規定の適用については、第5条の3の表第5条第1項の項、第5条の2第1項第1号の項及び第5条の2第1項第2号の項並びに第8条の3の表第8条の項、第8条の2第1号の項及び第8条の2第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> <u>(委任)</u> 15 附則第2項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

改 正 前	改 正 後
14 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された者を除く。以下同じ。）</u>が退職をした場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 第3条～第6条 (略) (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職をした者（<u>地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職をした者（同法第28条の3第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職をした者を含む。次条第1項において同じ。）</u>若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) (略)	14 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の退職手当に関する条例 第1条 (略) (退職手当の支給) 第2条 この条例の規定による退職手当は、<u>常時勤務に服することを要する職員</u>が退職をした場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 第3条～第6条 (略) (11年以上25年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額) 第7条 11年以上25年未満の期間勤続して退職をした者（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の6第1項の規定により退職をした者（同法第28条の7第1項の期限又は同条第2項の規定により延長された期限の到来により退職をした者を含む。次条第1項において同じ。）</u>若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(3) (略)

改 正 前	改 正 後
2 (略) (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職をした者、25年以上勤続して退職をした者（地方公務員法第28条の2第1項の規定により退職をした者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）又は公務上の傷病若しくは死亡により退職をした者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(4) (略)	2 (略) (整理退職等の場合の退職手当の基本額) 第8条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職をした者、25年以上勤続して退職をした者（地方公務員法第28条の6第1項の規定により退職をした者若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職をした者、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職をした者に限る。）又は公務上の傷病若しくは死亡により退職をした者に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。 (1)～(4) (略)
2 (略) 第9条 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者を除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職をしたものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>10年</u>を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用について	2 (略) 第9条 (略) (定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例) 第10条 第8条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職をした者を除く。<u>附則第13項から第16項までにおいて同じ。</u>）のうち、定年に達する日から6月前までに退職をしたものであって、その勤続期間が25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から<u>15年</u>を減じた年齢以上であるものに

改	正	前	改	正	後		
ては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			対する同項及び前条第 1 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。				
<table><tr><td>(略)</td></tr></table>			(略)	<table><tr><td>(略)</td></tr></table>			(略)
(略)							
(略)							
第 1 1 条・第 1 2 条（略） （退職手当の調整額）			第 1 1 条・第 1 2 条（略） （退職手当の調整額）				
第 1 3 条 退職をした者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 2 7 条及び第 2 8 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和 2 7 年池田市条例第 1 号）第 3 条の規定による休職を除く。）、同法第 2 9 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（ <u>現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。</u> ）のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 6 0 順位までの調整月額（当該各月の月数が 6 0 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計し			第 1 3 条 退職をした者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 9 条第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 2 7 条及び第 2 8 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員の分限に関する条例（昭和 2 7 年池田市条例第 1 号）第 3 条の規定による休職を除く。）、同法第 2 9 条の規定による停職その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（ <u>現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。第 1 5 条第 3 項において「休職月等」という。</u> ）のうち教育委員会規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下 <u>この項及び第 4 項並びに附則第 6 項において「調整月額」という。</u> ）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 6 0 順位までの調整月額（当該各月の月数				

改 正 前	改 正 後
た額とする。 (1)～(4) (略) 2～4 (略) (一般の退職による退職手当の額に係る特例) 第14条 (略) 2 前項の「基本給月額」とは、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による給料及び扶養手当の月額の合計額とする。 第15条～第20条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略)	が60月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。 (1)～(4) (略) 2～4 (略) (一般の退職による退職手当の額に係る特例) 第14条 (略) 2 前項の「基本給月額」とは、池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例の規定による給料及び扶養手当並びにこれらに対する<u>地域手当</u>の月額の合計額とする。 第15条～第20条 (略) (退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限) 第21条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第19条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。 (1) (略)

改 正 前	改 正 後
(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>再任用職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>あ</u>っては、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「<u>失業者退職手当額</u>」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる	(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分（以下「<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分」という。）を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前提任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 （略） （退職をした者の退職手当の返納） 第22条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第19条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第17条第2項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第24条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合に<u>は</u>、これらの規定により算出される金額（次条及び第24条において「<u>失業者退職手当額</u>」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を

改 正 前	改 正 後
処分を行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>再任用職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この条</u>において同じ。）に	行うことができる。 (1) (略) (2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたとき。 (3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。 2～6 (略) 第23条 (略) (退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付) 第24条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者（以下この条において「退職手当の受給者」という。）が当該退職の日から6月以内に第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合（次項から第5項までに規定する場合を除く。）において、当該退職に係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。<u>以下この項から第6項まで</u>にお

改 正 前	改 正 後
対し、当該退職の日から6月以内に当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する池田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした	いて同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第22条第5項又は前条第3項において準用する池田市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第22条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした

改 正 前	改 正 後
者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手	者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第20条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手

改 正 前	改 正 後
当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>再任用職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>にあつては</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 第25条～第27条 （略） 附 則 1 （略）	当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けた場合において、第22条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合<u>には</u>、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 6～8 （略） 第25条～第27条 （略） 附 則 1 （略）

改 正 前	改 正 後
<u>(経過措置)</u> 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職をした者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職をした者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職をした者で第8条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。 5～9 (略)	<u>(退職手当の基本額に係る特例)</u> 2 当分の間、35年以下の期間勤続して退職をした者に対する退職手当の基本額は、第6条から第10条まで及び附則第10項から第16項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。この場合において、第14条第1項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第2項」とする。 3 当分の間、36年以上42年以下の期間勤続して退職をした者で第6条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第9条及び附則第12項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 4 当分の間、35年を超える期間勤続して退職をした者で第8条又は附則第11項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を35年として附則第2項の規定の例により計算して得られる額とする。 <u>(旧条例適用期間に係る特例)</u> 5～9 (略) <u>(60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)</u> 10 当分の間、第7条第1項の規定は、11年以上25年未満の期間勤続した者であつて、60歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した

改 正 前	改 正 後
	<u>もの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第６条の規定の適用については、同条第１項中「又は第８条」とあるのは、「第８条又は附則第１０項」とする。</u> <u>１１ 当分の間、第８条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であつて、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職したもの（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合において、第６条の規定の適用については、同条第１項中「又は第８条」とあるのは、「第８条又は附則第１１項」とする。</u> <u>（定年の引上げによる給料の月額の改定を給料の月額の減額改定としない特例）</u> <u>１２ 池田市立幼稚園型認定こども園の教育職員の給与に関する条例附則第１９項の規定による職員の給料の月額改定は、第９条に規定する給料の月額の減額改定に該当しないものとする。</u> <u>（整理退職等における定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例に関する年齢要件、給料の月額の割増等の特例）</u> <u>１３ 当分の間、第８条第１項に規定する者のうち２５年以上勤続し、その者の非違によることなく勸奨を受けて退職したもののに対する第１０条及び第１</u>

改 正 前	改 正 後
	<u>2条の規定の適用については、第10条中「定年に達する日から6月前」とあるのは「60歳に達する日前」と、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「退職の日において定められているその者に係る定年」とあるのは「60歳」とする。</u> <u>14 当分の間、第8条第1項に規定する者に対する第10条の規定の適用については、同条の表以外の部分中「退職の日において定められているその者に係る定年から15年を減じた年齢」とあるのは、「50歳」とする。</u> <u>15 当分の間、第8条第1項に規定する者（職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生ずることにより退職した者及び公務上の傷病又は死亡により退職した者に限る。次項において同じ。）が60歳に達する日前に退職したときにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「60歳と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数に100分の2を乗じて得た割合を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> <u>16 当分の間、第10条に規定する者が60歳に達した日以後に退職したと</u>

改 正 前	改 正 後
15 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 (略) (給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた者（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった者を含む。）並びに育児休業法第18条第1項の規定により採用された者（以	<u>きにおける第10条及び第12条の規定の適用については、第10条の表第8条第1項の項、第9条第1項第1号の項及び第9条第1項第2号の項並びに第12条第3項の表第1項の項、第2項第1号の項及び第2項第2号の項中「100分の2」とあるのは、「100分の2を退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数で除して得た割合」とする。</u> <u>（60歳以上の退職者に対する退職手当の基本額に係る特例等に関する委任）</u> <u>17 附則第10項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。</u> 15 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 第1条 (略) (給与の種類) 第2条 企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第10条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた者（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった者を含む。）並びに育児休業法第18条第1項の規定により採用された者（以

改 正 前	改 正 後
下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) 第3条～第18条 (略) (再任用職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項若しくは第28条の6第1項若しくは第2項又は任期付職員採用法第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 第19条の2・第20条 (略) 16 池田市職員の厚生制度に関する条例 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第1号及び第3号から第5号までの規定に該当する者にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)第2条第3項に規定する再任用短時間勤務職員の勤務時間の範囲内において最も短い勤務時間以上の勤務時間の者に限るものとする。 (1)～(5) (略) 第3条～第8条 (略)	下「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 (略) 第3条～第18条 (略) (定年前再任用短時間勤務職員等についての適用除外) 第19条 第5条、第6条、第6条の3及び第15条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項若しくは第22条の5第1項又は任期付職員採用法第5条又は育児休業法第18条第1項の規定により採用された職員には適用しない。 第19条の2・第20条 (略) 16 池田市職員の厚生制度に関する条例 第1条 (略) (定義) 第2条 この条例において「職員」とは、次に掲げるものをいう。ただし、第1号及び第3号から第5号までの規定に該当する者にあつては、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和27年池田市条例第3号)第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間の範囲内において最も短い勤務時間以上の勤務時間の者に限るものとする。 (1)～(5) (略) 第3条～第8条 (略)

改 正 前	改 正 後
17 池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例 本則 (略) 附 則 1～4 (略) (技能職員に係る給料表の切替えに伴う経過措置) 5 切替日から平成37年3月31日までの間に係る給料の額は、当該期間における給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月額に達しない継続技能職員（規則で定める者を除く。）については、その差額に相当する額を当該期間における給料月額に加算した額とする。 6 平成37年4月1日から平成50年3月31日までの間に係る給料の額は、当該期間における給料月額が、切替日の前日において受けていた給料月	17 池田市の一般職の職員の給与の見直しのための関係条例の整備に関する条例 本則 (略) 附 則 1～4 (略) (技能職員に係る給料表の切替えに伴う経過措置) 5 切替日から令和7年3月31日までの間に係る給料の額は、当該期間における給料月額（池田市一般職の職員の給与に関する条例附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、同項の規定による給料月額と同条例附則第21項、第23項又は第24項の規定による給料の額との合計額。以下この項及び次項において「期間中給料月額」という。）が、切替日の前日において受けていた給料月額（同条例附則第19項の規定の適用を受ける場合にあっては、当該給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）。次項において「切替日前給料月額」という。）に達しない継続技能職員（規則で定める者を除く。）については、その差額に相当する額を期間中給料月額に加算した額とする。 6 令和7年4月1日から令和20年3月31日までの間に係る給料の額は、期間中給料月額が、切替日前給料月額から附則別表第2左欄に掲げる期間の

改 正 前	改 正 後																								
額から附則別表第2左欄に掲げる期間の区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げる割合を当該切替日の前日において受けていた給料月額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額に達しない継続技能職員（規則で定める者を除く。）については、その差額に相当する額を当該期間における給料月額に加算した額とする。 7・8 （略） 附則別表第1 （略） 附則別表第2（附則第6項関係） 技能職員の給料の差額支給に係る割合表 <table> <tr> <th>期 間</th><th>割 合</th></tr> <tr> <td>平成37年4月1日から平成38年3月31日まで</td><td rowspan="9">(略)</td></tr> <tr> <td>平成38年4月1日から平成39年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成39年4月1日から平成40年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成40年4月1日から平成41年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成41年4月1日から平成42年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成42年4月1日から平成43年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成43年4月1日から平成44年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成44年4月1日から平成45年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>平成45年4月1日から平成46年3月31日まで</td></tr> </table>	期 間	割 合	平成37年4月1日から平成38年3月31日まで	(略)	平成38年4月1日から平成39年3月31日まで	平成39年4月1日から平成40年3月31日まで	平成40年4月1日から平成41年3月31日まで	平成41年4月1日から平成42年3月31日まで	平成42年4月1日から平成43年3月31日まで	平成43年4月1日から平成44年3月31日まで	平成44年4月1日から平成45年3月31日まで	平成45年4月1日から平成46年3月31日まで	区分に応じてそれぞれ同表右欄に掲げる割合を当該切替日前給料月額に乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を減じた額に達しない継続技能職員（規則で定める者を除く。）については、その差額に相当する額を期間中給料月額に加算した額とする。 7・8 （略） 附則別表第1 （略） 附則別表第2（附則第6項関係） 技能職員の給料の差額支給に係る割合表 <table> <tr> <th>期 間</th><th>割 合</th></tr> <tr> <td>令和7年4月1日から令和8年3月31日まで</td><td rowspan="9">(略)</td></tr> <tr> <td>令和8年4月1日から令和9年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和9年4月1日から令和10年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和10年4月1日から令和11年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和11年4月1日から令和12年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和12年4月1日から令和13年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和13年4月1日から令和14年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和14年4月1日から令和15年3月31日まで</td></tr> <tr> <td>令和15年4月1日から令和16年3月31日まで</td></tr> </table>	期 間	割 合	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	(略)	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	令和9年4月1日から令和10年3月31日まで	令和10年4月1日から令和11年3月31日まで	令和11年4月1日から令和12年3月31日まで	令和12年4月1日から令和13年3月31日まで	令和13年4月1日から令和14年3月31日まで	令和14年4月1日から令和15年3月31日まで	令和15年4月1日から令和16年3月31日まで
期 間	割 合																								
平成37年4月1日から平成38年3月31日まで	(略)																								
平成38年4月1日から平成39年3月31日まで																									
平成39年4月1日から平成40年3月31日まで																									
平成40年4月1日から平成41年3月31日まで																									
平成41年4月1日から平成42年3月31日まで																									
平成42年4月1日から平成43年3月31日まで																									
平成43年4月1日から平成44年3月31日まで																									
平成44年4月1日から平成45年3月31日まで																									
平成45年4月1日から平成46年3月31日まで																									
期 間	割 合																								
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	(略)																								
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで																									
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで																									
令和10年4月1日から令和11年3月31日まで																									
令和11年4月1日から令和12年3月31日まで																									
令和12年4月1日から令和13年3月31日まで																									
令和13年4月1日から令和14年3月31日まで																									
令和14年4月1日から令和15年3月31日まで																									
令和15年4月1日から令和16年3月31日まで																									

改 正 前	改 正 後																
<table><tr><td>平成46年4月1日から平成47年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>平成47年4月1日から平成48年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>平成48年4月1日から平成49年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>平成49年4月1日から平成50年3月31日まで</td><td></td></tr></table> 18 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 1・2 (略) 3 適用日に在職する職員（適用日に新条例第9条の2第1項に規定する公庫等職員（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号。以下「退職手当条例」という。）第3条から第5条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第3条から第5条の3までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて	平成46年4月1日から平成47年3月31日まで		平成47年4月1日から平成48年3月31日まで		平成48年4月1日から平成49年3月31日まで		平成49年4月1日から平成50年3月31日まで		<table><tr><td>令和16年4月1日から令和17年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>令和17年4月1日から令和18年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>令和18年4月1日から令和19年3月31日まで</td><td></td></tr><tr><td>令和19年4月1日から令和20年3月31日まで</td><td></td></tr></table> 18 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 1・2 (略) 3 適用日に在職する職員（適用日に新条例第9条の2第5項第2号に規定する地方公社等職員のうち同号に規定する公庫等に使用されるもの（以下「指定法人職員」という。）として在職する者のうち、適用日前に職員から引き続いて指定法人職員となった者又は適用日に職員以外の地方公務員等として在職する者で、指定法人職員又は職員以外の地方公務員等として在職した後引き続いて職員となったものを含む。次項及び附則第5項において同じ。）のうち、適用日以後に職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号。以下「退職手当条例」という。）第3条から第5条まで又は附則第6項若しくは第7項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、退職手当条例第	令和16年4月1日から令和17年3月31日まで		令和17年4月1日から令和18年3月31日まで		令和18年4月1日から令和19年3月31日まで		令和19年4月1日から令和20年3月31日まで	
平成46年4月1日から平成47年3月31日まで																	
平成47年4月1日から平成48年3月31日まで																	
平成48年4月1日から平成49年3月31日まで																	
平成49年4月1日から平成50年3月31日まで																	
令和16年4月1日から令和17年3月31日まで																	
令和17年4月1日から令和18年3月31日まで																	
令和18年4月1日から令和19年3月31日まで																	
令和19年4月1日から令和20年3月31日まで																	

改 正 前	改 正 後
得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第5条の2の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第5条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6・7 (略) 19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 1～3 (略) 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当す	3条から第5条の3まで及び附則第6項から第14項までの規定により計算した額にそれぞれ100分の83.7を乗じて得た額とする。 4 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第3条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が36年以上42年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は退職手当条例第5条の2及び附則第9項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。 5 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に退職手当条例第5条又は附則第7項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が35年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を35年として附則第3項の規定の例により計算して得られる額とする。 6・7 (略) 19 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 1～3 (略) 4 当分の間、42年を超える期間勤続して退職した者で職員の退職手当に関する条例第3条第1項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項の規定にかかわらず、その者が同条例第5条の規定に該当す

改 正 前	改 正 後
る退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第21項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。 5 (略) 20 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 第1条 (略) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年池田市条例第5号。以下この条及び次条において「条例第5号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する	る退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を35年として同条例<u>附則第2項</u>の規定の例により計算して得られる額とする。 5 (略) 20 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 本則 (略) 附 則 第1条 (略) 第2条 職員が新制度適用職員（職員であつて、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の職員の退職手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が平成18年3月31日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下「旧条例」という。）第3条から第5条の2まで、第8条及び附則第24項から第26項まで、附則第7条の規定による改正前の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（昭和49年池田市条例第5号。以下この条及び次条において「条例第5号」という。）附則第3項から第5項まで並びに附則第8条の規定による改正前の職員の退職手当に関する

改 正 前	改 正 後
条例の一部を改正する条例（平成15年池田市条例第24号。以下この条及び次条において「条例第24号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに<u>附則第21項から第23項</u>まで、附則第4条、附則第5条、条例第5号附則第3項から第5項まで並びに条例第24号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 （略） 第3条～第12条 （略）	条例の一部を改正する条例（平成15年池田市条例第24号。以下この条及び次条において「条例第24号」という。）附則第4項の規定により計算した額（当該勤続期間が43年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第5条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を35年として旧条例附則第24項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ100分の83.7（当該勤続期間が20年以上の者（42年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び37年以上42年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、104分の83.7）を乗じて得た額が、職員の退職手当に関する条例（昭和38年池田市条例第18号）第2条の4から第5条の3まで及び第8条から第8条の5まで並びに<u>附則第2項から第4項</u>まで、附則第4条、附則第5条、条例第5号附則第3項から第5項まで並びに条例第24号附則第4項の規定により計算した退職手当の額（以下「新条例等退職手当額」という。）よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。 2 （略） 第3条～第12条 （略）

議案第 55 号

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

公職選挙法施行令の一部改正を踏まえ、一部の選挙運動の公費負担の限度額を引き上げるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第2号ア中「15,800円」を「16,100円」に改め、同号イ中「7,560円」を「7,700円」に改める。

第9条及び第10条中「7円51銭」を「7円73銭」に改める。

第13条中「525円6銭」を「541円31銭」に、「310,500円」を「316,250円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にその期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示される選挙については、なお従前の例による。

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の
公費負担に関する条例の一部改正について

- 1 選挙運動用自動車の使用に係る費用について、一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約以外の契約である場合のうち、その契約が選挙運動自動車の借入れ契約又は燃料の供給に関する契約であるときの公費負担の上限額を引き上げるものであること。

(第 4 条の改正関係)

- 2 選挙運動用ビラの作成に係る費用について、公費負担の上限額を引き上げるものであること。

(第 9 条及び第 10 条の改正関係)

- 3 選挙運動用ポスターの作成に係る費用について、公費負担の上限額を引き上げるものであること。

(第 13 条の改正関係)

- 4 この条例は、公布の日から施行するものであること。また、適用区分を定めるものであること。

(改正条例附則関係)

池田市議会議員及び池田市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第3条 （略） （選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) （略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につ	第1条～第3条 （略） （選挙運動用自動車の使用の公費の支払） 第4条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者その他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者等に対し支払う。 (1) （略） (2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める金額 ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約（以下「自動車借入れ契約」という。）である場合 当該選挙運動用自動車（同一の日において自動車借入れ契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、当該候補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用自動車として使用された各日につ

改 正 前	改 正 後
いてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ （略） 第5条～第8条 （略） （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のう	いてその使用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額 イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約である場合 当該契約に基づき当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金（当該選挙運動用自動車（これに代わり使用される他の選挙運動用自動車を含む。）が既に前条の規定による届出に係る契約に基づき供給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に当該候補者につき法第86条の4第1項、第2項、第5項、第6項又は第8項の規定による候補者の届出のあった日から当該選挙の期日の前日（法第100条第4項又は第127条の規定により投票を行わないこととなったときは、その事由が生じた日。以下同じ。）までの日数から前号の契約が締結されている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。） ウ （略） 第5条～第8条 （略） （選挙運動用ビラの作成の公費の支払） 第9条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラ作成業者に支払うべき金額のう

改 正 前	改 正 後
ち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円51銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 第11条・第12条 （略） （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第13条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>525円6銭</u>に当該選挙が行われる区域における	ち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第7条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ作成業者からの請求に基づき、当該ビラ作成業者に対し支払う。 （選挙運動用ビラの作成の公費負担の限度額） 第10条 第7条の規定により選挙運動用ビラを作成する場合の公費負担の限度額は、候補者1人について、<u>7円73銭</u>に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が、法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額とする。 第11条・第12条 （略） （選挙運動用ポスターの作成の公費の支払） 第13条 本市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけ

改 正 前	改 正 後
ポスター掲示場の数（以下単に「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に<u>3 1 0, 5 0 0</u>円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第14条・第15条 （略）	るポスター掲示場の数（以下単に「ポスター掲示場の数」という。）を乗じて得た金額に<u>3 1 6, 2 5 0</u>円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該選挙運動用ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数に相当する数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第11条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。 第14条・第15条 （略）

議案第 56 号

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、育児休業の取得要件等に関する規定の整備を行うため、本条例の一部を改正するものである。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）

職員の育児休業等に関する条例（平成4年池田市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「次のいずれかに該当する非常勤職員以外」を「非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外」に改め、同号ア(ア)中「第2条の4」を「当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4」に、「、2歳」を「当該子が2歳」に改め、同号イを次のように改める。

イ 次のいずれかに該当する非常勤職員

(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）

（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(イ) その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの

(ウ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の

期間の初日とする育児休業をしようとするもの

第2条第4号ウ及びエを削る。

第2条の3第3号ア及びイ以外の部分を次のように改める。

1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあつてはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあつてはウに掲げる場合に該当する場合） 当該子の1歳6か月到達日

第2条の3第3号イを同号ウとし、同号ア中「非常勤職員がする」を「非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする」に、「配偶者がする」を「配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする」に改め、同号アを同号イとし、同号にアとして次のように加える。

ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第2条の3第3号に次のように加える。

エ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた

日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の４各号列記以外の部分を次のように改める。

育児休業法第２条第１項の条例で定める場合は、１歳６か月から２歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第７号に掲げる事情に該当するときにあっては第２号及び第３号に掲げる場合に該当する場合、同条第１号から第４号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあっては第３号に掲げる場合に該当する場合）とする。

第２条の４中第２号を第３号とし、第１号を第２号とし、同条に第１号として次の１号を加える。

- (1) 当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日の翌日（当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合

第２条の４に次の１号を加える。

- (4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳６か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合

第２条の５を削る。

第３条中第５号を削り、第６号を第５号とし、同条第７号中「第２条の４」を「前条」に改め、同号を同条第６号とし、同条第８号中「その」を「任期を定めて採用された職員であって、当該」に、「非常勤職員」を「もの」に、「育児休業に係る子について、当該任期が」を「任期を」に、「に特定職に引

き続き」を「引き続いて特定職に」に、「伴你、当該」を「伴你、当該育児休業に係る子について、当該更新前の」に、「引き続き採用される日」を「採用の日」に改め、同号を同条第7号とする。

第3条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第11条第6号中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の第11条第6号に掲げる事情に該当して育児短時間勤務をするために育児休業等計画書を提出した職員の育児短時間勤務は、この条例による改正後の第11条第6号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 1 非常勤職員について、その養育する子の出生の日から 57 日間以内に育児休業を取得しようとする場合における任期に係る要件を緩和するとともに、所要の規定の整備を行うものであること。

(第 2 条の改正関係)

- 2 非常勤職員が育児休業を取得できる期間の上限がその養育する子が 1 歳 6 か月又は 2 歳に達する日となる場合について、夫婦交替での取得及び特別の事情がある場合の柔軟な取得を可能とするための規定の整備を行うものであること。

(第 2 条の 3 及び第 2 条の 4 の改正関係)

- 3 育児休業の取得回数に含めない育児休業の取得可能な期間について、所要の整備を行うものであること。

(第 2 条の 5 を削り、第 3 条の次に 1 条を加える改正関係)

- 4 育児休業の取得回数制限の緩和に伴い、再度の育児休業の取得に係る要件のうち、育児休業等計画書による申出があり、育児休業の終了後 3 か月以上を経過した場合とする要件を廃止するものであること。あわせて、再度の育児休業の取得に係る要件に関し、任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている職員が、任期の更新又は引き続いての採用に伴い、更新前の任期の末日の翌日又は引き続いての採用の日を育児休業の期間の初日として再度の育児休業をすることについて、任期を定めて採用された職員についても非常勤職員と同様の取扱いとするものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 5 再度の育児休業を取得するための育児休業等計画書が廃止されたことに伴

い、育児短時間勤務の取得に係る規定について、育児休業等計画書の名称を育児短時間勤務計画書に変更するものであること。

(第 11 条の改正関係)

- 6 この条例は令和 4 年 10 月 1 日から施行するものであること。また、所要の経過措置を設けるものであること。

(改正条例附則関係)

議案第56号 参 考

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>第2条の4の規定に該当する場合にあっては、2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) （略）	第1条 （略） （育児休業をすることができない職員） 第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) （略） (4) <u>非常勤職員であつて、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員</u> ア 次のいずれにも該当する非常勤職員 (イ) その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日（以下「1歳6か月到達日」という。）（<u>当該子の出生の日から第3条の2に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から6月を経過する日、第2条の4の規定に該当する場合にあっては当該子が2歳に達する日</u>）までに、その任期（任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続いて任命権者を同じくする職（以下「特定職」という。）に採用されないことが明らかでない非常勤職員 (イ) （略）

改 正 前	改 正 後
<u>イ 第2条の3第3号に掲げる場合に該当する非常勤職員（その養育する子が1歳に達する日（以下この号及び同条において「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> <u>ウ 第2条の4に規定する場合に該当する非常勤職員（その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員に限る。）</u> <u>エ その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非</u>	<u>イ 次のいずれかに該当する非常勤職員</u> <u>(ア) その養育する子が1歳に達する日（以下「1歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第2条の3第2号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。以下(ア)において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、同条第3号に掲げる場合に該当して当該子の1歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>(イ) その養育する子の1歳6か月到達日において育児休業をしている非常勤職員であって、第2条の4に該当して当該子の1歳6か月到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> <u>(ウ) その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u>

改 正 前	改 正 後
<u>常勤職員であつて、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの</u> 第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日））の翌日（当該子の1歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であつて、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用</u>	第2条の2 (略) (育児休業法第2条第1項の条例で定める日) 第2条の3 育児休業法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 (1)・(2) (略) (3) <u>1歳から1歳6か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であつて第3条第7号に掲げる事情に該当するときにあってはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）</u> 当該子の1歳6か月到達日

改 正 前	改 正 後
<u>されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき 当該子の1歳6か月到達日</u>	
<u>ア 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後</u>	<u>ア 当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあつては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合</u> <u>イ 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあつては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する</u>

改 正 前	改 正 後
である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 イ （略） （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されるものにあつては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であつて、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合とする。</u>	<u>場合に該当してする</u>地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合 ウ （略） エ <u>当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合</u> （育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4 <u>育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次の各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であつて次条第7号に掲げる事情に該当するときにあつては第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、同条第1号から第4号までに掲げる事情のいずれかに該当する場合にあつては第3号に掲げる場合に該当する場合）とする。</u> (1) <u>当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該非常勤職員の</u>

改 正 前	改 正 後
(1)・(2) (略) <u>(育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として 条例で定める期間)</u> <u>第2条の5 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基 準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 育児休業（この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子に ついて既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと</u> <u>（当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業に より当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権</u>	<u>配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方 等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ れた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしよう とする場合</u> (2)・(3) (略) <u>(4) 当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間 においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合</u> (育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情) 第3条 育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に 掲げる事情とする。 (1)～(4) (略)

改 正 前	改 正 後
<u>者に申し出た場合に限る。）。</u> (6) (略) (7) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>第2条の4</u>の規定に該当すること。 (8) <u>その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に特定職に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> 第4条～第10条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略)	(5) (略) (6) 第2条の3第3号に掲げる場合に該当すること又は<u>前条</u>の規定に該当すること。 (7) <u>任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続いて特定職に採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする。</u> <u>(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)</u> <u>第3条の2 育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。</u> 第4条～第10条 (略) (育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情) 第11条 育児休業法第10条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。 (1)～(5) (略)

改 正 前	改 正 後
(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児休業等計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) （略） 第12条～第24条 （略）	(6) 育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について<u>育児短時間勤務計画書</u>により任命権者に申し出た場合に限る。）。 (7) （略） 第12条～第24条 （略）

議案第 57 号

池田市市税条例等の一部改正について

池田市市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

地方税法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、本条例の一部を改正するものである。

池田市市税条例等の一部を改正する条例（案）

（池田市市税条例の一部改正）

第1条 池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第10条中「交付手数料」を「交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改め、同条ただし書中「手数料」を「、手数料」に改める。

第20条第4項を次のように改める。

4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

第20条第6項を次のように改める。

6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。

第26条第1項中「特定配当等申告書」及び「特定株式等譲渡所得金額申告書」を「確定申告書」に改め、同条第2項中「申告書に係る年度分」を「確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分」に改める。

第29条第1項ただし書中「所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者」を「所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下

である者に限る。)で控除対象配偶者に該当しないもの」に改める。

第30条の2の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下である者に限る。次条第1項において同じ。）の
氏名

第30条の3の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第1項中「あつて、」の次に「特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は」を、「控除対象扶養親族」の次に「であつて退職手当等に係る所得を有しないもの」を加え、「者（以下）」を「もの（以下）」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 特定配偶者の氏名

第81条第2項に次のただし書を加える。

ただし、市長がその申請書及び証明する書類（この項において「申請書等」という。）をその者から提出させることが困難であると認める場合であつて、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。

第 8 4 条中「）の閲覧」の次に「（法第 3 8 2 条の 4 に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）」を加える。

第 8 5 条中「交付手数料」を「交付（法第 3 8 2 条の 4 に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料」に改める。

附則第 1 1 条の 3 第 1 項中「令和 1 5 年度」を「令和 2 0 年度」に、「令和 3 年」を「令和 7 年」に改める。

附則第 1 3 条第 2 項中「若しくは第 4 0 項」を「、第 4 0 項若しくは第 4 4 項」に改める。

附則第 1 3 条の 2 第 2 項中「4 分の 3」を「5 分の 4」に改め、同条第 1 7 項を同条第 1 8 項とし、同条第 1 6 項を同条第 1 7 項とし、同条第 1 5 項の次に次の 1 項を加える。

1 6 法附則第 1 5 条第 4 4 項に規定する条例で定める割合は、4 分の 3 とする。

附則第 3 6 条第 2 項を次のように改める。

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第 8 条の 4 第 2 項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第 1 項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。

附則第 3 9 条第 3 項中「、第 3 7 条の 8 又は第 3 7 条の 9」を「又は第 3 7 条の 8」に改める。

附則第 4 9 条第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第 3 0 条第 1 項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。

附則第 5 0 条第 4 項を次のように改める。

4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。

附則第50条第6項中「年の翌年の4月1日の属する年度分の」を「年分の所得税に係る」に、「条約適用配当等申告書にこの項」を「確定申告書にこの項」に改め、「（条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）」を削る。

附則第57条を削る。

（池田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 池田市市税条例の一部を改正する条例（令和3年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

池田市市税条例第30条の3第1項の改正規定中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者」を「扶養親族（」の次に「年齢16歳未満の者又は」を加え、「有しないものを除く」を「有するもの」に改める。

（池田市市税条例の一部を改正する条例の一部改正）

第3条 池田市市税条例の一部を改正する条例（令和4年池田市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中池田市市税条例第30条の2の見出し及び同条第1項並びに第30条の3の見出し及び同条第1項の改正規定並びに同条例附則第11条の3第1項及び第39条第3項の改正規定並びに同条例附則第57条を削る改正規定並びに第2条の規定並びに附則第3条第1項及び第2項の規定

令和5年1月1日

(2) 第1条中池田市市税条例第20条第4項及び第6項、第26条第1項及び第2項並びに第29条第1項ただし書の改正規定並びに同条例附則第36条第2項、第49条第4項並びに第50条第4項及び第6項の改正規定並びに附則第3条第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第1条中池田市市税条例第10条、第84条及び第85条の改正規定並びに次条並びに附則第4条第3項及び第4項の規定 令和6年4月1日
(納税証明書に関する経過措置)

第2条 前条第3号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第10条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定による証明書の交付について適用する。
(市民税に関する経過措置)

第3条 第1条の規定による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）第30条の2第1項の規定は、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「1号施行日」という。）以後に支払を受けるべき新条例第30条の2第1項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき第1条の規定による改正前の池田市市税条例（次項において「旧条例」という。）第30条の2第1項に規定する給与について提出した同項及び同条第2項に規定する申告書については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の3第1項の規定は、1号施行日以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）について提出する新条例第30条の3第1項に規定する申告書について適用し、1号施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第30条の3第1項に規定する申告書については、なお従前の例による。

3 附則第1条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例の規定中個

人の市民税に関する部分は、令和 6 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和 5 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 4 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和 4 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法附則第 15 条第 2 項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

3 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第 84 条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 2 の規定による固定資産課税台帳（同条第 1 項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧について適用する。

4 附則第 1 条第 3 号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例第 85 条の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後にされる地方税法第 382 条の 3 の規定による証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の交付について適用する。

（都市計画税に関する経過措置）

第 5 条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和 5 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 4 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

池田市市税条例等の一部改正について

地方税法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）の施行等に伴い、本条例の一部改正を行うものである。

1 市民税関係

(1) 上場株式等の配当所得等に係る課税方式に係る改正

所得税と個人住民税における上場株式等の配当所得等及び譲渡所得等の課税方式を一致させることとされたことに伴い、所要の規定の整備を行うものであること。

（第 1 条中第 20 条及び第 26 条並びに附則第 36 条、
第 49 条及び第 50 条の改正関係）

(2) 給与所得者の扶養親族等申告書等に係る改正

給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に退職手当等に係る所得を有する一定の条件に該当する配偶者又は扶養親族の氏名等を記載することとされたことに伴い、個人の市民税の申告並びに給与所得者の扶養親族等申告書及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に係る規定において所要の整備を行うものであること。

（第 1 条中第 29 条、第 30 条の 2 及び第 30 条の 3 の改正関係
並びに第 2 条関係）

(3) 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間の延長

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除の適用期間が令和 20 年度までに延長されたことに伴い、所要の規定を整備するものであること。

（第 1 条中附則第 11 条の 3 及び第 57 条の改正関係）

(4) 租税特別措置法の一部改正に伴う引用条項の変更

租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の一部改正に伴い、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例の規定中引用条項を改めるものであること。

（第1条中附則第39条の改正関係）

2 固定資産税等関係

(1) 不動産登記法の一部改正による措置の明確化に伴う規定の整備

民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）による不動産登記法（平成16年法律第123号）の一部改正により、登記に記録された者の住所が明らかになることにより人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれのある場合等において当該者の申出があったときは、登記事項証明書の交付において、当該者の登記簿上の住所に代わる事項を記載することとされたため、登記所からの土地又は家屋に係る登記簿上の情報の通知に当該事項が記載された情報が含まれる場合は、固定資産課税台帳の閲覧及びこれに記載されている事項の証明書の交付において同様の措置を講じるとするものであること。

（第1条中第10条、第84条及び第85条の改正関係）

(2) 固定資産税及び都市計画税の減免申請に係る改正

固定資産税及び都市計画税の減免申請に関し所要の整備を行うものであること。

（第1条中第81条の改正関係）

(3) 地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に係る改正

貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例措置（わがまち特例）が創設されたことに伴い、その割合を定めるものであること。また、下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置（わがまち特例）の割合を定めるに当たっての参酌基準

が変更されたことに伴い、当該割合を変更するものであること。

(第1条中附則第13条及び第13条の2の改正関係並びに第3条関係)

3 施行期日等

この条例は、公布の日から施行するものであること。ただし、1の(2) (個人の市民税の申告に係る部分を除く。) から(4)までについては令和5年1月1日から、1の(1)及び1の(2) (個人の市民税の申告に係る部分に限る。) は令和6年1月1日から、2の(1)については令和6年4月1日から施行するものであること。また、所要の経過措置を規定するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第57号 参 考

池田市市税条例等の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
1 池田市市税条例 第1条～第9条 （略） （納税証明書の交付手数料） 第10条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付手数料</u>は、池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）第2条の規定に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については<u>手数料</u>を徴しない。 第11条～第19条 （略） （所得割の課税標準） 第20条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、特定配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由が	1 池田市市税条例 第1条～第9条 （略） （納税証明書の交付手数料） 第10条 法第20条の10の納税証明書の<u>交付</u>（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の<u>手数料</u>は、池田市手数料条例（昭和51年池田市条例第22号）第2条の規定に定めるところによる。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については、<u>手数料</u>を徴しない。 第11条～第19条 （略） （所得割の課税標準） 第20条 （略） 2・3 （略） 4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。

改 正 前	改 正 後
<u>あると市長が認めるときを含む。）は、当該特定配当等に係る所得の金額について、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第29条第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 (略) 6 <u>前項の規定は、特定株式等譲渡所得金額に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特定株式等譲渡所得金額申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるとき（特定株式等譲渡所得金額申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他</u>	5 (略) 6 <u>前項の規定は、前年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他施行規則に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>の事情を勘案して、この項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) <u>第29条第1項の規定による申告書</u> (2) <u>第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 第21条～第25条 （略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第26条 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する<u>特定配当等申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>特定株式等譲渡所得金額申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、	第21条～第25条 （略） （配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除） 第26条 所得割の納税義務者が、第20条第4項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった特定配当等の額について法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課された場合又は同条第6項に規定する<u>確定申告書</u>に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となった特定株式等譲渡所得金額について同節第6款の規定により株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に5分の3を乗じて得た金額を、第22条及び前3条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 前項の規定により控除されるべき額で同項の所得割の額から控除することができなかった金額があるときは、当該控除することができなかった金額は、令第48条の9の3から第48条の9の6までに定めるところにより、

改 正 前	改 正 後
同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>申告書に係る年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u> 3 (略) 第27条・第28条 (略) (市民税の申告) 第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者</u>に係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失	同項の納税義務者に対しその控除することができなかった金額を還付し、又は当該納税義務者の同項の<u>確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分の個人の府民税若しくは市民税に充当し、若しくは当該納税義務者の未納に係る徴収金に充当する。</u> 3 (略) 第27条・第28条 (略) (市民税の申告) 第29条 第14条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、市長が定める様式による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの（公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額（令第48条の9の7に規定するものを除く。））、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額（<u>所得割の納税義務者（前年の合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者（前年の合計所得金額が95万円以下である者に限る。）</u>で控除対象配偶者に該当しないも

改 正 前	改 正 後
の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 （略） 第30条 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族申告書</u>） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。	のに係るものを除く。）若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第24条の2の規定により控除すべき金額（以下この条において「寄附金税額控除額」という。）の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。）及び第15条第2項に規定する者（施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(2)に掲げる者を除く。）については、この限りでない。 2～8 （略） 第30条 （略） （個人の市民税に係る給与所得者の<u>扶養親族等申告書</u>） 第30条の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

改 正 前	改 正 後
(1) (略) (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族申告書</u>) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）</u>で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところによ	(1) (略) (2) <u>所得割の納税義務者（合計所得金額が1,000万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（法第313条第3項に規定する青色事業専従者に該当する者で同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第4項に規定する事業専従者に該当する者を除き、合計所得金額が133万円以下である者に限る。次条第1項において同じ。）の氏名</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u> 2～5 (略) (個人の市民税に係る公的年金等受給者の<u>扶養親族等申告書</u>) 第30条の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であつて、<u>特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が900万円以下である者に限る。）の自己と生計を一にする配偶者（退職手当等（第50条に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。）に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。）をいう。第2号において同じ。）又は扶養親族（控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所</u>

改 正 前	改 正 後
り、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) (略) (3) 前2号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項 2～5 (略) 第31条～第80条 (略) (固定資産税の減免) 第81条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。	<u>得を有しないものを除く。</u>)を有する<u>もの</u>(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1) (略) (2) <u>特定配偶者の氏名</u> (3) (略) (4) <u>前3号に掲げるもののほか、施行規則で定める事項</u> 2～5 (略) 第31条～第80条 (略) (固定資産税の減免) 第81条 (略) 2 前項の規定によって固定資産税の減免を受けようとする者は、納期限までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して市長に提出しなければならない。<u>ただし、市長がその申請書及び証明する書類(この項において「申請書等」という。)をその者から</u>

改 正 前	改 正 後
(1)～(5) (略) 3 (略) 第82条・第83条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧の手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>交付手数料</u>は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。	<u>提出させることが困難であると認める場合であって、その者から減免を受けようとする意思及び申請書等に記載すべき事項を確認することができるときは、その確認をもって申請書等の提出に代えることができる。</u> (1)～(5) (略) 3 (略) 第82条・第83条 (略) (固定資産課税台帳の閲覧の手数料) 第84条 法第382条の2に規定する固定資産課税台帳（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧<u>（法第382条の4に規定する固定資産課税台帳に住所に代わる事項の記載をしたものの閲覧を含む。）</u>の手数料は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。ただし、法第416条第3項又は第419条第8項の規定により公示した期間において納税義務者の閲覧に供する場合にあっては、手数料を徴しない。 (固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書の交付手数料) 第85条 法第382条の3に規定する固定資産課税台帳に記載されている事項の証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の<u>交付（法第382条の4に規定する当該証明書に住所に代わる事項の記載をしたものの交付を含む。）の手数料</u>は、池田市手数料条例第2条に定めるところによる。

改 正 前	改 正 後
第86条～第142条 (略) 附 則 第1条～第11条の2 (略) 第11条の3 平成22年度から<u>令和15年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和3年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) 第11条の4～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項<u>若しくは第40項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第33項」とあ	第86条～第142条 (略) 附 則 第1条～第11条の2 (略) 第11条の3 平成22年度から<u>令和20年度</u>までの各年度分の個人の市民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条又は第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年まで又は平成21年から<u>令和7年</u>までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、法附則第5条の4の2第5項（同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）に規定するところにより控除すべき額を、当該納税義務者の第22条及び第24条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 2 (略) 第11条の4～第12条の2 (略) (読替規定) 第13条 (略) 2 法附則第15条第1項、第10項、第14項、第16項から第18項まで、第20項、第25項、第32項から第34項まで、第36項、<u>第40項若しくは第44項</u>、第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第138条第2項中「又は第3

改 正 前	改 正 後
るのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>4分の3</u>とする。 3～15 (略) <u>16・17</u> (略) 第14条～第35条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第36条 (略) <u>2 前項の規定のうち租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が当該特定上場株式等の配当等の支払を受けるべき年の翌年の4月1日の属する年度分の市民税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき前項の規定の適用を受けようとする旨の記載のある第20条第4項に規定する特定配当等申</u>	3項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。 (法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合) 第13条の2 (略) 2 法附則第15条第2項第5号に規定する条例で定める割合は、<u>5分の4</u>とする。 3～15 (略) <u>16 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。</u> <u>17・18</u> (略) 第14条～第35条の2 (略) (上場株式等に係る配当所得等に係る市民税の課税の特例) 第36条 (略) <u>2 前項の規定のうち、租税特別措置法第8条の4第2項に規定する特定上場株式等の配当等（以下この項において「特定上場株式等の配当等」という。）に係る配当所得に係る部分は、市民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税について特定上場株式等の配当等に係る配当所得につき同条第1項の規定の適用を受けた場合に限り適用する。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>告書を提出した場合（次に掲げる場合を除く。）に限り適用するものとし、</u> <u>市民税の所得割の納税義務者が前年中に支払を受けるべき特定上場株式等の</u> <u>配当等に係る配当所得について同条第１項及び第２項並びに第２２条の規定</u> <u>の適用を受けた場合には、当該納税義務者が前年中に支払を受けるべき他の</u> <u>特定上場株式等の配当等に係る配当所得について、前項の規定は、適用しな</u> <u>い。</u> <u>(１) 第２０条第４項ただし書の規定の適用がある場合</u> <u>(２) 第２０条第４項第１号に掲げる申告書及び同項第２号に掲げる申告書が</u> <u>いずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他</u> <u>の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認</u> <u>めるとき。</u> ３ （略） 第３７条・第３８条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 個人の市民税の課税の特例） 第３９条 （略） ２ （略） ３ 第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の 納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３	３ （略） 第３７条・第３８条 （略） （優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る 個人の市民税の課税の特例） 第３９条 （略） ２ （略） ３ 第１項（前項において準用する場合を含む。）の場合において、所得割の 納税義務者が、その有する土地等につき、租税特別措置法第３３条から第３

改 正 前	改 正 後
3条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで、<u>第37条の8又は第37条の9</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第40条～第48条 （略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第49条 （略） 2・3 （略） 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の特例適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（特例適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> (1) 第29条第1項の規定による申告書	3条の4まで、第34条から第35条の3まで、第36条の2、第36条の5、第37条、第37条の4から第37条の6まで<u>又は第37条の8</u>の規定の適用を受けるときは、当該土地等の譲渡は、第1項に規定する優良住宅地等のための譲渡又は前項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡に該当しないものとみなす。 第40条～第48条 （略） （特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第49条 （略） 2・3 （略） 4 <u>前項後段の規定は、特例適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。</u>

改 正 前	改 正 後
<u>(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限る。）</u> 5 （略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第50条 （略） 2・3 （略） <u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の条約適用配当等申告書（市民税の納税通知書が送達される時までに提出された次に掲げる申告書をいう。以下この項において同じ。）に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき（条約適用配当等申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。）に限り、適用する。ただし、第1号に掲げる申告書及び第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、同項後段の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるときは、この限りでない。</u> <u>(1) 第29条第1項の規定による申告書</u> <u>(2) 第30条第1項に規定する確定申告書（同項の規定により前号に掲げる申告書が提出されたものとみなされる場合における当該確定申告書に限</u>	5 （略） （条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の市民税の課税の特例） 第50条 （略） 2・3 （略） <u>4 前項後段の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年分の所得税に係る第30条第1項に規定する確定申告書に前項後段の規定の適用を受けようとする旨の記載があるときに限り適用する。</u>

改 正 前	改 正 後
る。) 5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第50条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年の翌年の4月1日の属する年度分</u>の同条第4項に規定する<u>条約適用配当等申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合</u> <u>(条約適用配当等申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市長が認めるときを含む。)</u>であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第20条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第51条～第56条 (略)	5 (略) 6 租税条約等実施特例法第3条の2の2第1項の規定の適用がある場合(第3項後段の規定の適用がある場合を除く。)における第26条の規定の適用については、同条第1項中「又は同条第6項」とあるのは「若しくは附則第50条第3項前段に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた<u>年分の所得税に係る</u>同条第4項に規定する<u>確定申告書にこの項の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合であって、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となった条約適用配当等の額について租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律</u> (昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第1項の規定及び法第2章第1節第5款の規定により配当割額を課されたとき、又は第20条第6項」と、同条第3項中「法第37条の4」とあるのは「租税条約等実施特例法第3条の2の2第9項の規定により読み替えて適用される法第37条の4」とする。 第51条～第56条 (略)

改 正 前	改 正 後
<u>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</u> <u>第 5 7 条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感</u> <u>染症特例法第 6 条第 4 項の規定の適用を受けた場合における附則第 1 1 条の</u> <u>3 第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは、</u> <u>「令和 1 6 年度」とする。</u> <u>2 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特</u> <u>例法第 6 条の 2 第 1 項の規定の適用を受けた場合における附則第 1 1 条の 3</u> <u>第 1 項の規定の適用については、同項中「令和 1 5 年度」とあるのは「令和</u> <u>1 7 年度」と、「令和 3 年」とあるのは「令和 4 年」とする。</u> 2 池田市市税条例の一部を改正する条例 池田市市税条例（平成 1 7 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正 する。 （中略） 第 3 0 条の 3 第 1 項中「<u>控除対象扶養親族を除く</u>」を「<u>年齢 1 6 歳未満の者</u> に限る」に改める。 （以下略） 3 池田市市税条例の一部を改正する条例 池田市市税条例（平成 1 7 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正 する。	2 池田市市税条例の一部を改正する条例 池田市市税条例（平成 1 7 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正 する。 （中略） 第 3 0 条の 3 第 1 項中「<u>扶養親族（」の次に「年齢 1 6 歳未満の者又は」を</u> 加え、「<u>有しないものを除く</u>」を「<u>有するものに限る</u>」に改める。 （以下略） 3 池田市市税条例の一部を改正する条例 池田市市税条例（平成 1 7 年池田市条例第 2 2 号）の一部を次のように改正 する。

改 正 前	改 正 後
本則（略） 附 則 第 1 条（略） （固定資産税に関する経過措置） 第 2 条（略） <u>2 令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に取得された地方税法 等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 1 号）第 1 条の規定による改正前 の地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）附則第 1 5 条第 2 項に規定する施 設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。</u> 第 3 条（略）	本則（略） 附 則 第 1 条（略） （固定資産税に関する経過措置） 第 2 条（略） 第 3 条（略）

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る
手数料条例の一部改正について

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正により、既存の住宅について増改築行為を行うことなく長期優良住宅維持保全計画を認定し、当該住宅を長期優良住宅とする仕組みが創設されたことに伴い、当該認定及びその変更に係る手数料の額を定めるため、本条例の一部を改正するものである。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部
を改正する条例（案）

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例（平成21年池田市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第5項まで」を「第7項まで」に改め、同項の表中「建築をしようとする」を「申請に係る」に改め、同表の1の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の2の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の3の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の4の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の5の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の6の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の7の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の8の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同条第6項の表中「変更をしようとする」を「申請に係る」に改め、同表の1の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の2の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の3の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の4の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に改め、同表の5の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に、「第5条第6項第4号から第6号」を「第5条第8項第4号から第7号」に改め、同表の6の項中「増改築基準が適用される」を「新築以外の」に、「第5条第6項第4号から第6号」を「第5条第8項第4号から第7号」に改め、同表の7の項中「第5条第6項第4号から第6号」を「第5条第8項第4号から第7号」に改め、同表の8の項中「新築基準が適用される」を「新築の」に改め、同表の9の項中「増改築基

準が適用される」を「新築以外の」に改め、同条第 10 項中「第 5 項」を「第 7 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る
手数料条例の一部改正について

- 1 既存の住宅について、増改築行為を行わない場合の長期優良住宅維持保全計画の認定及びその変更の認定に係る手数料の額を定めるほか、引用条項を改めるものであること。

(第 3 条の改正関係)

- 2 この条例は、令和 4 年 10 月 1 日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

池田市長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る手数料条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前			改 正 後				
第1条・第2条 （略） （手数料の徴収） 第3条 法第5条第1項から第5項までの規定による認定の申請にあっては、 次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料 を申請の際に申請者から徴収する。			第1条・第2条 （略） （手数料の徴収） 第3条 法第5条第1項から第7項までの規定による認定の申請にあっては、 次表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料 を申請の際に申請者から徴収する。				
項	区分		金額	項	区分		金額
	建築をしようとする住宅	床面積の合計			申請に係る住宅	床面積の合計	
1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築基準が適用されるもの</u> に限る。）			1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築のもの</u> に限る。）		
2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>増改築基準が適用されるもの</u> に限る。）		2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築以外</u> のものに限る。）			
3	確認書等が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）（ <u>新築基準が適用されるもの</u> に限る。）		3	確認書等が交付された共同住宅等（併用住宅を除く。以下この条において同じ。）（ <u>新築のもの</u> に限る。）			
4	確認書等が交付された共同住宅等（ <u>増改築基準が適用されるもの</u> に限る。）		4	確認書等が交付された共同住宅等（ <u>新築以外</u> のものに限る。）			

改 正 前			改 正 後		
5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外 の一戸建ての住宅等（ <u>新築基準が適用される</u> ものに限る。）	(略)	5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外 の一戸建ての住宅等（ <u>新築のものに限る。</u> ）	(略)
6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外 の一戸建ての住宅等（ <u>増改築基準が適用され</u> <u>るものに限る。</u> ）		6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外 の一戸建ての住宅等（ <u>新築以外のものに限</u> <u>る。</u> ）	
7	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同 住宅等（ <u>新築基準が適用されるものに限</u> <u>る。</u> ）		7	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同 住宅等（ <u>新築のものに限る。</u> ）	
8	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同 住宅等（ <u>増改築基準が適用されるものに限</u> <u>る。</u> ）		8	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同 住宅等（ <u>新築以外のものに限る。</u> ）	
備考 (略)			備考 (略)		
2～5 (略)			2～5 (略)		
6 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請にあつては、次表の中欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に 申請者から徴収する。ただし、同表3の項、4の項、8の項又は9の項に掲 げる区分に該当する場合で、変更の内容が認定した住宅の住戸全体に及ばな			6 法第8条第1項の規定による変更の認定の申請にあつては、次表の中欄に 掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を申請の際に 申請者から徴収する。ただし、同表3の項、4の項、8の項又は9の項に掲 げる区分に該当する場合で、変更の内容が認定した住宅の住戸全体に及ばな		

改 正 前				改 正 後			
いときの手数料の額は、当該同表の右欄に掲げる金額を認定した住宅の全ての住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を100円に切り上げた額）に変更の認定の申請をする住戸の数に乗じて得た額（その額が当該同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる金額）とする。				いときの手数料の額は、当該同表の右欄に掲げる金額を認定した住宅の全ての住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、当該端数を100円に切り上げた額）に変更の認定の申請をする住戸の数に乗じて得た額（その額が当該同表の右欄に掲げる金額を超えるときは、当該同表の右欄に掲げる金額）とする。			
項	区分		金額	項	区分		金額
	<u>変更をしようとする住宅</u>	床面積 の合計			<u>申請に係る住宅</u>	床面積 の合計	
1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築基準が適用される</u> ものに 限る。）	(略)	(略)	1	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築</u> の ものに限る。）	(略)	(略)
2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>増改築基準が適用される</u> ものに 限る。）			2	確認書等が交付された一戸建ての住宅等（ <u>新築以外</u> の ものに限る。）		
3	確認書等が交付された共同住宅等（ <u>新築基準が適用される</u> ものに 限る。）			3	確認書等が交付された共同住宅等（ <u>新築</u> の ものに限る。）		
4	確認書等が交付された共同住宅等			4	確認書等が交付された共同住宅等		

改 正 前				改 正 後			
	(<u>増改築基準が適用されるものに限る。</u>)				(<u>新築以外のものに限る。</u>)		
5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等 (<u>新築基準が適用されるものに限る。</u>)	—	12,700円 (法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円)	5	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等 (<u>新築のものに限る。</u>)	—	12,700円 (法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円)
6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等 (<u>増改築基準が適用されるものに限る。</u>)	—	18,900円 (法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円)	6	確認書等が交付された一戸建ての住宅等以外の一戸建ての住宅等 (<u>新築以外のものに限る。</u>)	—	18,900円 (法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更にあつては、2,300円)
7	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等 (法第5条第6項第4号から第6号までに掲げる事項のみの変更の場合に限る。)			7	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等 (法第5条第8項第4号から第7号までに掲げる事項のみの変更の場合に限る。)		

改		正	前	改		正	後
8	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、 <u>新築基準が適用される</u> ものに限る。）		(略)	8	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、 <u>新築のもの</u> に限る。）		(略)
9	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、 <u>増改築基準が適用される</u> ものに限る。）			9	確認書等が交付された共同住宅等以外の共同住宅等（7の項に掲げる区分に該当するものを除き、 <u>新築以外のもの</u> に限る。）		
備考 (略)				備考 (略)			
7～9 (略)				7～9 (略)			
10 法第5条第1項から <u>第5項</u> までの規定による認定、法第8条第1項の規定による変更の認定、法第10条の承認又は法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅で、当該認定、変更の認定、承認又は許可を受けているものであることの証明の申請にあつては、1,000円の手数料を申請の際に申請者から徴収する。				10 法第5条第1項から <u>第7項</u> までの規定による認定、法第8条第1項の規定による変更の認定、法第10条の承認又は法第18条第1項の規定による許可を受けた住宅で、当該認定、変更の認定、承認又は許可を受けているものであることの証明の申請にあつては、1,000円の手数料を申請の際に申請者から徴収する。			
第4条～第6条 (略)				第4条～第6条 (略)			

議案第 59 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正について

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

理 由

企業職員の住居手当に係る支給基準について所要の規定の整備を行うため、
本条例の一部を改正するものである。

池田市条例第 号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年池田市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第6条の3中「12,000円」を「16,000円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部改正について

- 1 企業職員の住居手当について、支給の対象となる家賃額の下限に係る必要の整備を行うものであること。

(第 6 条の 3 の改正関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行するものであること。

(改正条例附則関係)

議案第59号 参 考

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（案）対照表

改 正 前	改 正 後
第1条～第6条の2 （略） （住居手当） 第6条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 <u>12,000円</u> を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。 第7条～第20条 （略）	第1条～第6条の2 （略） （住居手当） 第6条の3 住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額 <u>16,000円</u> を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員に支給する。 第7条～第20条 （略）

財産区管理委員の選任について

下記の者を財産区管理委員に選任したいので、財産区管理条例（昭和 3 8 年池田市条例第 1 9 号）第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

記

大字石橋財産区

住 所	氏 名	生年月日
	高木 義輝	
	白井 善治	
	西岡 清二	
	西岡 義晃	
	中川喜代士	
	村西 啓二	
	岩井 幸夫	

大字玉坂財産区

住 所	氏 名	生年月日
	西岡 政治	
	松岡かずゑ	
	松岡 慶次	
	田邊 美彦	
	山村佐知子	
	勝井 和代	
	三國 孝子	

大字野財産区

住 所	氏 名	生年月日
	田邊 義和	
	後藤 隆	
	森山 芳樹	
	松家 定平	
	藤阪 誠	
	田邊 博	
	土田 征寛	

令和4年9月6日 提出

池田市長 瀧澤 智子

理 由

大字石橋財産区、大字玉坂財産区及び大字野財産区の財産区管理委員は、来る令和４年１０月６日をもって任期満了となるので、その後任を選任するものである。

議案第61号

令和4年度池田市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和4年度池田市の国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ531,628千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

11,376,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金		7,548,477	402	7,548,879
	1 府 補 助 金	7,548,477	402	7,548,879
6 繰 越 金			531,226	531,226
	1 繰 越 金		531,226	531,226
歳 入 合 計		10,845,341	531,628	11,376,969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸 支 出 金		14,046	4,948	18,994
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,046	4,948	18,994
7 予 備 費		17,945	526,680	544,625
	1 予 備 費	17,945	526,680	544,625
歳 出 合 計		10,845,341	531,628	11,376,969

議案第 6 1 号 説 明

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

国民健康保険特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 府 支 出 金	7,548,477	402	7,548,879
6 繰 越 金		531,226	531,226
歳 入 合 計	10,845,341	531,628	11,376,969

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
6 諸 支 出 金	14,046	4,948	18,994				4,948
7 予 備 費	17,945	526,680	544,625				526,680
歳 出 合 計	10,845,341	531,628	11,376,969				531,628

入

歳

2 歳 入

(款) 3 府 支 出 金

(項) 1 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 保険給付費 等 交 付 金	7,539,477	402	7,539,879	2 特別交付金	402	特別交付金 402 追加
計	7,548,477	402	7,548,879			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		531, 226	531, 226	1 前年度繰越金	531, 226	前年度繰越金 531, 226 追加
計		531, 226	531, 226			

出

歳

3 歳 出

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
5 償 還 金	4,578	4,948	9,526				4,948	22 償還金利子 及ひ清算料	4,948	償還金 4,948 追加 府支出金返還金
計	14,046	4,948	18,994				4,948			

(款) 7 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	17,945	526,680	544,625				526,680			予備費 526,680 追加
計	17,945	526,680	544,625				526,680			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 国 民 健 康 保 険 料		2, 216, 127	—	2, 216, 127
	1 国 民 健 康 保 険 料	2, 216, 127	—	2, 216, 127
2 使 用 料 及 び 手 数 料		600	—	600
	1 手 数 料	600	—	600
3 府 支 出 金		7, 548, 477	402	7, 548, 879
	1 府 補 助 金	7, 548, 477	402	7, 548, 879
4 繰 入 金		1, 062, 115	—	1, 062, 115
	1 他 会 計 繰 入 金	1, 062, 115	—	1, 062, 115
5 諸 収 入		18, 022	—	18, 022
	1 預 金 利 子	20	—	20
	2 雑 入	16, 002	—	16, 002
	3 延 滞 金 加 算 及 び 過 料	2, 000	—	2, 000
6 繰 越 金			531, 226	531, 226
	1 繰 越 金		531, 226	531, 226
歳 入 合 計		10, 845, 341	531, 628	11, 376, 969

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		194,562	—	194,562
	1 総 務 管 理 費	177,438	—	177,438
	2 徴 収 費	16,800	—	16,800
	3 運 営 協 議 会 費	324	—	324
2 保 険 給 付 費		7,354,735	—	7,354,735
	1 療 養 諸 費	6,317,519	—	6,317,519
	2 高 額 療 養 費	977,632	—	977,632
	3 移 送 費	101	—	101
	4 出 産 育 児 諸 費	33,617	—	33,617
	5 葬 祭 諸 費	7,500	—	7,500
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	17,284	—	17,284
	7 そ の 他 諸 費	1,082	—	1,082
3 国民健康保険事業費納付金		3,152,226	—	3,152,226
	1 医 療 給 付 費 分	2,285,590	—	2,285,590
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	631,722	—	631,722
	3 介 護 納 付 金 分	234,914	—	234,914
4 保 健 事 業 費		110,344	—	110,344
	1 保 健 事 業 費	21,877	—	21,877

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	2 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	88,467	—	88,467
5 公 債 費		1,483	—	1,483
	1 一 般 公 債 費	1,483	—	1,483
6 諸 支 出 金		14,046	4,948	18,994
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	14,046	4,948	18,994
7 予 備 費		17,945	526,680	544,625
	1 予 備 費	17,945	526,680	544,625
歳 出 合 計		10,845,341	531,628	11,376,969

議案第62号

令和4年度池田市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度池田市の介護保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ224,625千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

10,472,577千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 繰越金			224,625	224,625
	1 繰越金		224,625	224,625
歳 入 合 計		10,247,952	224,625	10,472,577

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基金積立金		889	22,717	23,606
	1 基金積立金	889	22,717	23,606
6 諸支出金		5,100	201,908	207,008
	1 償還金及び還付加算金	5,100	201,908	207,008
歳 出 合 計		10,247,952	224,625	10,472,577

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

介護保険事業特別会計 第 2 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 繰越金		224,625	224,625
歳入合計	10,247,952	224,625	10,472,577

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
5 基金積立金	889	22,717	23,606				22,717
6 諸支出金	5,100	201,908	207,008				201,908
歳出合計	10,247,952	224,625	10,472,577				224,625

入

歳

2 歳 入

(款) 10 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区 分	金 額	
1 繰越金		224,625	224,625	1 前年度繰越金	224,625	前年度繰越金 224,625 追加
計		224,625	224,625			

出

歳

3 歳 出

(款) 5 基金積立金 (項) 1 基金積立金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 介護給付 費準備基 金積立金	889	22,717	23,606				22,717	24 積 立 金	22,717	介護給付費準備基金 22,717 追加
計	889	22,717	23,606				22,717			

(款) 6 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
3 償 還 金		201,908	201,908				201,908	22 償還金利子 及び清算料	201,908	償還金 201,908 追加 国庫支出金等返還金
計	5,100	201,908	207,008				201,908			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分 担 金 及 び 負 担 金		20,261	—	20,261
	1 負 担 金	20,261	—	20,261
2 介 護 保 険 料		1,861,924	—	1,861,924
	1 介 護 保 険 料	1,861,924	—	1,861,924
3 使 用 料 及 び 手 数 料		425	—	425
	1 手 数 料	425	—	425
4 国 庫 支 出 金		2,409,556	—	2,409,556
	1 国 庫 負 担 金	1,720,008	—	1,720,008
	2 国 庫 補 助 金	689,548	—	689,548
5 支 払 基 金 交 付 金		2,625,809	—	2,625,809
	1 支 払 基 金 交 付 金	2,625,809	—	2,625,809
6 府 支 出 金		1,391,758	—	1,391,758
	1 府 負 担 金	1,301,563	—	1,301,563
	2 府 補 助 金	90,195	—	90,195
7 財 産 収 入		890	—	890
	1 財 産 運 用 収 入	890	—	890
8 繰 入 金		1,937,080	—	1,937,080
	1 他 会 計 繰 入 金	1,666,039	—	1,666,039

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 繰入金	271,041	—	271,041
9 諸収入		249	—	249
	1 預金利子	10	—	10
	2 雑入	238	—	238
	3 延滞金加算金及び過料	1	—	1
10 繰越金			224,625	224,625
	1 繰越金		224,625	224,625
歳入合計		10,247,952	224,625	10,472,577

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		325,163	—	325,163
	1 総 務 管 理 費	197,461	—	197,461
	2 徴 収 費	854	—	854
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	126,848	—	126,848
2 保 険 給 付 費		9,297,144	—	9,297,144
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	8,534,368	—	8,534,368
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	253,565	—	253,565
	3 そ の 他 諸 費	7,473	—	7,473
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	293,853	—	293,853
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	44,121	—	44,121
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	163,764	—	163,764
3 地 域 支 援 事 業 費		618,686	—	618,686
	1 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	190,375	—	190,375
	2 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	410,471	—	410,471
	3 そ の 他 諸 費	1,533	—	1,533
	4 一 般 介 護 予 防 事 業 費	16,307	—	16,307
4 公 債 費		970	—	970
	1 一 般 公 債 費	970	—	970

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 基 金 積 立 金		889	22,717	23,606
	1 基 金 積 立 金	889	22,717	23,606
6 諸 支 出 金		5,100	201,908	207,008
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	5,100	201,908	207,008
歳 出 合 計		10,247,952	224,625	10,472,577

議案第63号

令和4年度池田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

令和4年度池田市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59,240千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ

2,138,766千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年9月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金		377,712	1	377,713
	1 他 会 計 繰 入 金	377,712	1	377,713
6 繰 越 金			59,239	59,239
	1 繰 越 金		59,239	59,239
歳 入 合 計		2,079,526	59,240	2,138,766

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,963,508	59,239	2,022,747
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,963,508	59,239	2,022,747
4 諸 支 出 金		6,100	1	6,101
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	1	6,101
歳 出 合 計		2,079,526	59,240	2,138,766

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

後期高齢者医療事業特別会計 第 2 号

1 総 括
歳 入

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計
4 繰 入 金	377,712	1	377,713
6 繰 越 金		59,239	59,239
歳 入 合 計	2,079,526	59,240	2,138,766

歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1,963,508	59,239	2,022,747				59,239
4 諸 支 出 金	6,100	1	6,101				1
歳 出 合 計	2,079,526	59,240	2,138,766				59,240

入

歳

2 歳 入

(款) 4 繰 入 金

(項) 1 他 会 計 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 一 般 会 計 繰 入 金	377,712	1	377,713	2 職員給与費 等 繰 入 金	1	職員給与費等繰入金 1 追加
計	377,712	1	377,713			

(款) 6 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位: 千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		59,239	59,239	1 前年度繰越金	59,239	前年度繰越金 59,239 追加
計		59,239	59,239			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 後期高齢者医療広域連合納付金 (項) 1 後期高齢者医療広域連合納付金 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 後期高齢者 医療広域連 合納付金	1,963,508	59,239	2,022,747				59,239	18 負担金補助 及び交付金	59,239	負担金 59,239 追加 後期高齢者医療広域連合
計	1,963,508	59,239	2,022,747				59,239			

(款) 4 諸 支 出 金

(項) 1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明		
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他					
3 償 還 金		1	1				1	22 償還金 利息及び清算料	1	償還金 国庫支出金返還金	1 追加
計	6,100	1	6,101				1				

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料		1,681,040	—	1,681,040
	1 後 期 高 齢 者 医 療 保 険 料	1,681,040	—	1,681,040
2 使 用 料 及 び 手 数 料		126	—	126
	1 手 数 料	126	—	126
3 国 庫 支 出 金		5,208	—	5,208
	1 国 庫 補 助 金	5,208	—	5,208
4 繰 入 金		377,712	1	377,713
	1 他 会 計 繰 入 金	377,712	1	377,713
5 諸 収 入		15,440	—	15,440
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	150	—	150
	2 預 金 利 子	10	—	10
	3 雑 入	15,280	—	15,280
6 繰 越 金			59,239	59,239
	1 繰 越 金		59,239	59,239
歳 入 合 計		2,079,526	59,240	2,138,766

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		93,724	—	93,724
	1 総 務 管 理 費	93,138	—	93,138
	2 徴 収 費	586	—	586
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,963,508	59,239	2,022,747
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,963,508	59,239	2,022,747
3 保 健 事 業 費		16,194	—	16,194
	1 保 健 事 業 費	16,194	—	16,194
4 諸 支 出 金		6,100	1	6,101
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	6,100	1	6,101
歳 出 合 計		2,079,526	59,240	2,138,766

議案第64号

令和4年度池田市一般会計補正予算（第7号）

令和4年度池田市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 547,271千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41,496,929千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

令和4年9月6日 提出

大阪府池田市長 瀧澤 智子

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
15 国 庫 支 出 金		8,300,134	28,058	8,328,192
	1 国 庫 負 担 金	6,035,984	3,524	6,039,508
	2 国 庫 補 助 金	1,347,072	10,881	1,357,953
	4 国 庫 交 付 金	845,464	13,653	859,117
16 府 支 出 金		3,160,477	24,569	3,185,046
	2 府 補 助 金	373,598	18,573	392,171
	4 府 交 付 金	296,238	5,996	302,234
19 繰 入 金		2,216,698	283,828	2,500,526
	1 繰 入 金	2,216,698	283,828	2,500,526
20 諸 収 入		656,366	4	656,370
	6 雑 入	293,211	4	293,215
22 繰 越 金			210,812	210,812
	1 繰 越 金		210,812	210,812
歳 入 合 計		40,949,658	547,271	41,496,929

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		4,050,417	84	4,050,501
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,149	84	271,233
3 民 生 費		18,238,618	322,335	18,560,953
	1 社 会 福 祉 費	8,388,962	78,018	8,466,980
	2 児 童 福 祉 費	8,080,174	143,683	8,223,857
	3 生 活 保 護 費	1,769,102	100,634	1,869,736
4 衛 生 費		5,096,696	228,784	5,325,480
	1 保 健 衛 生 費	3,709,393	228,784	3,938,177
13 予 備 費		182,844	△3,932	178,912
	1 予 備 費	182,844	△3,932	178,912
歳 出 合 計		40,949,658	547,271	41,496,929

第2表 債務負担行為補正

事 項	期 間	限 度 額
小 学 校 管 理 工 事	令和5年度	62,000千円

令和 4 年度

歳入歳出補正予算事項別明細書

一 般 会 計 第 7 号

1 総括
歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金	8,300,134	28,058	8,328,192
16 府支出金	3,160,477	24,569	3,185,046
19 繰入金	2,216,698	283,828	2,500,526
20 諸収入	656,366	4	656,370
22 繰越金		210,812	210,812
歳入合計	40,949,658	547,271	41,496,929

歳出

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国府支出金	地方債	その他	
2 総務費	4,050,417	84	4,050,501				84
3 民生費	18,238,618	322,335	18,560,953	42,803		3,828	275,704
4 衛生費	5,096,696	228,784	5,325,480			4	228,780
13 予備費	182,844	△3,932	178,912				△3,932
歳出合計	40,949,658	547,271	41,496,929	42,803		3,832	500,636

入

歳

2 歳 入

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 1 国 庫 負 担 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫負担金	5,451,222	3,524	5,454,746	1 社会福祉 費負担金	1,678	低所得者保険料軽減負担金 1,678 追加
				2 福祉手当 負担金	122	福祉手当負担金 122 追加
				4 児童福祉 費負担金	1,324	施設型給付費等負担金 1,018 追加 児童手当給付費負担金 306 追加
				5 生活保護 費負担金	400	介護扶助費等負担金 400 追加
計	6,035,984	3,524	6,039,508			

(款) 15 国 庫 支 出 金

(項) 2 国 庫 補 助 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費国 庫補助金	250,218	10,881	261,099	5 保育対策総 合支援事業 費補助	4,581	保育対策総合支援事業費補助 4,581 追加
				8 子育て世帯 臨時特別 給付金給 付等補助	6,300	子育て世帯臨時特別給付金給付補助 6,300 追加
計	1,347,072	10,881	1,357,953			

(款) 15 国庫支出金

(項) 4 国庫交付金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2 民生費国庫交付金	457,163	13,653	470,816	1 子ども・子育て支援交付金	5,996	子ども・子育て支援交付金 5,996 追加
				3 保育所等整備交付金	7,657	保育所等整備交付金 7,657 追加
計	845,464	13,653	859,117			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 2 府 補 助 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 補 助 金	315,751	18,573	334,324	14 地域医療介護総合確保基金事業費補助	15,141	地域医療介護総合確保基金事業費補助 15,141 追加
				16 保育対策総合支援事業費補助	3,432	保育対策総合支援事業費補助 3,432 追加
計	373,598	18,573	392,171			

(款) 16 府 支 出 金

(項) 4 府 交 付 金

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 民生費府 交 付 金	246,358	5,996	252,354	2 子ども・子育て支援交付金	5,996	子ども・子育て支援交付金 5,996 追加
計	296,238	5,996	302,234			

(款) 19 繰 入 金

(項) 1 繰 入 金

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 基金繰入金	2, 205, 157	283, 828	2, 488, 985	1 財政調整基金繰入金	280, 000	財政調整基金繰入金 280, 000 追加
				8 世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金繰入金	3, 828	世界に誇れる安全で安心なまちづくり基金繰入金 3, 828 追加
計	2, 216, 698	283, 828	2, 500, 526			

(款) 20 諸 収 入

(項) 6 雑 入

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 雑 入	292,863	4	292,867	2 雑 入	4	新型コロナウイルスワクチン接種委託料返還金 4 追加
計	293,211	4	293,215			

(款) 22 繰越金

(項) 1 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 繰越金		210,812	210,812	1 前年度繰越金	210,812	前年度繰越金 210,812 追加
計		210,812	210,812			

出

歳

3 歳 出

(款) 2 総 務 費 (項) 3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費 (単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 戸籍住民基本台帳費	271,149	84	271,233				84	22 償還金 及び清算料	84	償還金 84 追加 国庫支出金返還金
計	271,149	84	271,233				84			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 社会福祉 総 務 費	4, 832, 937	62, 877	4, 895, 814				62, 877	22 償還金 利息及び清算料	62, 876	償還金 62, 876 追加 国庫・府支出金返還金
								27 繰 出 金	1	後期高齢者医療事業特別会 計繰出金 1 追加
3 老人福祉費	106, 746	15, 141	121, 887	15, 141				18 負担金補助 及び交付金	15, 141	補助金 15, 141 追加 公的介護施設等整備補助
計	8, 388, 962	78, 018	8, 466, 980	15, 141			62, 877			

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 児童福祉 総 務 費	5, 024, 228	142, 352	5, 166, 580	26, 776		3, 828	111, 748	18 負担金補助 及び交付金	40, 185	補助金 40, 185 追加 私立保育所等補助金
								22 償還金利子 及び清算料	102, 167	償還金 102, 167 追加 国庫・府支出金返還金
3 保 育 所 管 理 費	179, 875	431	180, 306	286			145	10 需 用 費	431	修繕料 431 追加
5 こども園 管 理 費	106, 914	900	107, 814	600			300	10 需 用 費	900	修繕料 900 追加
計	8, 080, 174	143, 683	8, 223, 857	27, 662		3, 828	112, 193			

(款) 3 民生費

(項) 3 生活保護費

(単位: 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 生活保護 総 務 費	105,593	100,634	206,227				100,634	22 償還金利子 及び借料	100,634	償還金 100,634 追加 国庫・府支出金返還金
計	1,769,102	100,634	1,869,736				100,634			

(款) 4 衛 生 費

(項) 1 保 健 衛 生 費

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				節		説 明
				特 定 財 源			一般財源	区 分	金 額	
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 保健衛生 総 務 費	449,630	228,784	678,414			4	228,780	22 償還金 及利息 及び印刷料	228,784	償還金 228,784 追加 国庫支出金返還金
計	3,709,393	228,784	3,938,177			4	228,780			

(款) 13 予 備 費

(項) 1 予 備 費

(単位 : 千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			節		説 明	
				特 定 財 源			一般財源	区 分		金 額
				国府支出金	地 方 債	そ の 他				
1 予 備 費	182,844	△3,932	178,912				△3,932		予備費 △3,932 減額	
計	182,844	△3,932	178,912				△3,932			

参 考 資 料

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 市 税		16,945,000	—	16,945,000
	1 市 民 税	8,415,000	—	8,415,000
	2 固 定 資 産 税	6,419,000	—	6,419,000
	3 軽 自 動 車 税	124,000	—	124,000
	4 市 た ば こ 税	530,000	—	530,000
	5 入 湯 税	2,000	—	2,000
	6 都 市 計 画 税	1,455,000	—	1,455,000
2 地 方 譲 与 税		198,000	—	198,000
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	36,000	—	36,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	115,000	—	115,000
	3 航 空 機 燃 料 譲 与 税	36,000	—	36,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	11,000	—	11,000
3 利 子 割 交 付 金		16,000	—	16,000
	1 利 子 割 交 付 金	16,000	—	16,000
4 配 当 割 交 付 金		90,000	—	90,000
	1 配 当 割 交 付 金	90,000	—	90,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		100,000	—	100,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	100,000	—	100,000

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 法 人 事 業 税 交 付 金		300,000	—	300,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	300,000	—	300,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,100,000	—	2,100,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,100,000	—	2,100,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		50,000	—	50,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	50,000	—	50,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		27,000	—	27,000
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	27,000	—	27,000
10 地 方 特 例 交 付 金		113,000	—	113,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	109,000	—	109,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	4,000	—	4,000
11 地 方 交 付 税		3,200,000	—	3,200,000
	1 地 方 交 付 税	3,200,000	—	3,200,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金		12,000	—	12,000
	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	12,000	—	12,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		297,171	—	297,171
	1 負 担 金	297,171	—	297,171

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
14 使 用 料 及 び 手 数 料		896, 201	—	896, 201
	1 使 用 料	628, 555	—	628, 555
	2 手 数 料	266, 519	—	266, 519
	3 証 紙 収 入	1, 127	—	1, 127
15 国 庫 支 出 金		8, 300, 134	28, 058	8, 328, 192
	1 国 庫 負 担 金	6, 035, 984	3, 524	6, 039, 508
	2 国 庫 補 助 金	1, 347, 072	10, 881	1, 357, 953
	3 国 庫 委 託 金	71, 614	—	71, 614
	4 国 庫 交 付 金	845, 464	13, 653	859, 117
16 府 支 出 金		3, 160, 477	24, 569	3, 185, 046
	1 府 負 担 金	2, 463, 078	—	2, 463, 078
	2 府 補 助 金	373, 598	18, 573	392, 171
	3 府 委 託 金	27, 563	—	27, 563
	4 府 交 付 金	296, 238	5, 996	302, 234
17 財 産 収 入		18, 811	—	18, 811
	1 財 産 運 用 収 入	8, 161	—	8, 161
	2 財 産 売 払 収 入	10, 650	—	10, 650
18 寄 附 金		207, 500	—	207, 500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 寄 附 金	207, 500	—	207, 500
19 繰 入 金		2, 216, 698	283, 828	2, 500, 526
	1 繰 入 金	2, 216, 698	283, 828	2, 500, 526
20 諸 収 入		656, 366	4	656, 370
	1 延 滞 金 加 算 金 及 び 過 料	20, 000	—	20, 000
	2 市 預 金 利 子	55	—	55
	3 貸 付 金 元 利 収 入	141, 600	—	141, 600
	4 収 益 事 業 収 入	200, 000	—	200, 000
	5 受 託 事 業 収 入	1, 500	—	1, 500
	6 雑 入	293, 211	4	293, 215
21 市 債		2, 045, 300	—	2, 045, 300
	1 市 債	2, 045, 300	—	2, 045, 300
22 繰 越 金			210, 812	210, 812
	1 繰 越 金		210, 812	210, 812
歳 入 合 計		40, 949, 658	547, 271	41, 496, 929

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		359,235	—	359,235
	1 議 会 費	359,235	—	359,235
2 総 務 費		4,050,417	84	4,050,501
	1 総 務 管 理 費	3,105,648	—	3,105,648
	2 徴 税 費	506,129	—	506,129
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	271,149	84	271,233
	4 選 挙 費	110,891	—	110,891
	5 統 計 調 査 費	18,196	—	18,196
	6 監 査 委 員 費	38,404	—	38,404
3 民 生 費		18,238,618	322,335	18,560,953
	1 社 会 福 祉 費	8,388,962	78,018	8,466,980
	2 児 童 福 祉 費	8,080,174	143,683	8,223,857
	3 生 活 保 護 費	1,769,102	100,634	1,869,736
	4 災 害 救 助 費	380	—	380
4 衛 生 費		5,096,696	228,784	5,325,480
	1 保 健 衛 生 費	3,709,393	228,784	3,938,177
	2 清 掃 費	1,387,303	—	1,387,303
5 労 働 費		45,257	—	45,257

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	1 労 働 諸 費	45,257	—	45,257
6 農 林 水 産 業 費		52,356	—	52,356
	1 農 林 費	52,356	—	52,356
7 商 工 費		254,121	—	254,121
	1 商 工 費	254,121	—	254,121
8 土 木 費		3,196,016	—	3,196,016
	1 土 木 管 理 費	545,595	—	545,595
	2 道 路 橋 り よ う 費	484,474	—	484,474
	3 河 川 費	54,698	—	54,698
	4 都 市 計 画 費	1,955,329	—	1,955,329
	5 住 宅 費	155,552	—	155,552
	6 災 害 防 止 費	368	—	368
9 消 防 費		1,305,808	—	1,305,808
	1 消 防 費	1,305,808	—	1,305,808
10 教 育 費		4,633,379	—	4,633,379
	1 教 育 総 務 費	1,460,754	—	1,460,754
	2 小 学 校 費	734,856	—	734,856
	3 中 学 校 費	769,715	—	769,715

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	4 幼 稚 園 費	231,354	—	231,354
	5 給 食 セ ン タ ー 費	776,743	—	776,743
	6 社 会 教 育 費	659,957	—	659,957
11 公 債 費		3,506,539	—	3,506,539
	1 公 債 費	3,506,539	—	3,506,539
12 諸 支 出 金		28,372	—	28,372
	1 防 災 費	28,372	—	28,372
13 予 備 費		182,844	△3,932	178,912
	1 予 備 費	182,844	△3,932	178,912
歳 出 合 計		40,949,658	547,271	41,496,929

歳出性質別表

(単位：千円)

区 分	補正前の額	補正額	計
義務的経費	22,233,156	—	22,233,156
人件費	8,446,848	—	8,446,848
扶助費	10,279,769	—	10,279,769
公債費	3,506,539	—	3,506,539
投資的経費	1,396,901	15,141	1,412,042
その他	17,319,601	532,130	17,851,731
物件費	8,360,853	1,331	8,362,184
その他	8,958,748	530,799	9,489,547
合 計	40,949,658	547,271	41,496,929

一般会計

令和4年度		補正第7号		歳出款別節別内訳表												(単位：千円)	
款別 節別		1 議会費	2 総務費	3 民生費	4 衛生費	5 労働費	6 農林水産業費	7 商工費	8 土木費	9 消防費	10 教育費	11 公債費	12 諸支出金	13 予備費	計		
1 報酬		145,685	152,610	523,452	88,326	1,006	7,726	13,724	16,869	24,923	744,817		123		1,719,261		
2 給料		34,815	616,024	496,317	359,708	4,112	13,911	6,156	204,105	417,293	517,924				2,670,365		
3 職員手当等		88,407	697,159	445,758	298,471	3,166	11,423	7,070	170,424	443,690	540,464		4,953		2,710,985		
4 共済費		60,488	264,316	282,860	150,477	1,680	5,706	5,129	83,108	162,279	329,764				1,345,807		
5 災害補償費			300							100	30				430		
6 恩給及び退職年金																	
7 報償費		158	92,196	19,827	172,448	30	732	1,600	20	3,292	56,943		294		347,540		
8 旅費		4,247	17,536	15,974	4,353	19	281	1,412	2,563	2,864	42,672				91,921		
9 交際費		1,000	1,600								485				3,085		
10 需用費		4,129	233,142	87,243	395,618	157	6,627	3,756	99,479	90,752	347,497		5,824		1,274,224		
11 役務費		1,138	104,896	39,200	28,889	345	225	380	993	4,317	32,470		6,418		219,271		
12 委託料		5,031	929,796	648,036	2,395,342		965	21,294	1,002,887	4,445	891,103		8,854		5,907,753		
13 使用料及び賃借料		1,188	428,039	74,482	26,547	18	757	2,616	154,399	3,148	250,130		14		941,338		
14 工事請負費			34,000						535,300	11,000	486,000				1,066,300		
15 原材料費				203	136				737	34	4,072				5,182		
16 公有財産購入費				2,348											2,348		
17 備品購入費		45	33,553	19,776	30,169	180	330		16	59,308	45,059		347		188,783		
18 負担金補助及び交付金		12,904	167,777	2,333,877	58,815	34,544	3,673	52,981	115,792	60,657	267,220		1,481		3,109,721		
19 扶助費			185	10,191,889	16,598						71,097				10,279,769		
20 貸付金				2,724				138,000							140,724		
21 補償補填及び賠償金			100	200	100				3,030		5,550				8,980		
22 償還金利子及び割引料			51,109	265,677	230,445						50	3,506,539			4,053,820		
23 投資及び出資金																	
24 積立金			226,154	3,536	30,000			3	11,046				64		270,803		
25 寄附金																	
26 公課費			9	29	737					1,002	32				1,809		
27 繰出金				3,107,545	1,038,301				795,248	16,704					4,957,798		
予備費														178,912	178,912		
()%		(0.9)	(9.8)	(44.7)	(12.8)	(0.1)	(0.1)	(0.6)	(7.7)	(3.2)	(11.2)	(8.4)	(0.1)	(0.4)	(100.0)		
計		359,235	4,050,501	18,560,953	5,325,480	45,257	52,356	254,121	3,196,016	1,305,808	4,633,379	3,506,539	28,372	178,912	41,496,929		

一般会計

令和 4 年度		補正第 7 号		歳出性質別節別内訳表					(単位：千円)	
節別	性質別	義 務 的 経 費				投 資 的 経 費	そ の 他 の 経 費		合 計	
		人 件 費	扶 助 費	公 債 費	小 計		物 件 費	そ の 他		
1 報酬		1,719,261			1,719,261				1,719,261	
2 給料		2,670,365			2,670,365				2,670,365	
3 職員手当等		2,710,985			2,710,985				2,710,985	
4 共済費		1,345,807			1,345,807				1,345,807	
5 災害補償費		430			430				430	
6 恩給及び退職年金										
7 報償費								347,540	347,540	
8 旅費							91,921		91,921	
9 交際費							3,085		3,085	
10 需用費						100,000	1,174,224		1,274,224	
11 役務費							219,271		219,271	
12 委託料						103,599	5,804,154		5,907,753	
13 使用料及び賃借料						774	940,564		941,338	
14 工事請負費						1,066,300			1,066,300	
15 原材料費							5,182		5,182	
16 公有財産購入費						2,348			2,348	
17 備品購入費						65,000	123,783		188,783	
18 負担金補助及び交付金						60,221		3,049,500	3,109,721	
19 扶助費			10,279,769		10,279,769				10,279,769	
20 貸付金								140,724	140,724	
21 補償補填及び賠償金								8,980	8,980	
22 償還金利子及び割引料				3,506,539	3,506,539			547,281	4,053,820	
23 投資及び出資金										
24 積立金								270,803	270,803	
25 寄附金										
26 公課費								1,809	1,809	
27 繰出金						13,800		4,943,998	4,957,798	
予備費								178,912	178,912	
計 ()%		(20.4) 8,446,848	(24.8) 10,279,769	(8.4) 3,506,539	(53.6) 22,233,156	(3.4) 1,412,042	(20.1) 8,362,184	(22.9) 9,489,547	(100.0) 41,496,929	

議案第 6 5 号

令和 3 年度池田市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度池田市病院事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 66 号

令和 3 年度池田市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 30 条第 4 項の規定により、令和 3 年度池田市水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 6 7 号

令和 3 年度池田市公共下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和 2 7 年法律第 2 9 2 号）第 3 0 条第 4 項の規定により、令和 3 年度池田市公共下水道事業会計決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 68 号

令和 3 年度池田市国民健康保険特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度池田市国民健康保険特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 69 号

令和 3 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 233 条第 3 項の規定により、令和 3 年度池田市財産区特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 0 号

令和 3 年度池田市介護保険事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度池田市介護保険事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 1 号

令和 3 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度池田市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子

議案第 7 2 号

令和 3 年度池田市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 3 条第 3 項の規定により、令和 3 年度池田市一般会計歳入歳出決算を別冊のとおり監査委員の意見書を付けて、議会の認定に付する。

令和 4 年 9 月 6 日 提出

池田市長 瀧 澤 智 子